



市 章

名護市公報

第509号

発 行 令和 8年 4月15日

発行所 名護市
総務部総務課

————— 条 例 —————

- 名護市条例第1号(総務課)
名護市企業版ふるさと納税基金条例の公布について
- 名護市条例第2号(総務課)
名護市宿泊税条例の公布について
- 名護市条例第3号(総務課)
名護市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の公布について
- 名護市条例第4号(総務課)
名護市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第5号(総務課)
名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第6号(総務課)
名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第7号(総務課)
名護市介護保険条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第8号(総務課)
名護市火災予防条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第9号(総務課)
名護市立学校設置条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第10号(総務課)
名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第11号(総務課)
名護市議会委員会条例の一部を改正する条

例の公布について

- 名護市条例第12号(総務課)
名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 名護市条例第13号(総務課)
名護市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

————— 規 則 —————

- 名護市規則第5号(保育・幼稚園課)
名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第6号(会計課)
名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第7号(会計課)
名護市会計規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第9号(業務改善推進室)
名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第10号(久志支所)
名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第11号(企画政策課)
名護市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第12号(介護長寿課)
名護市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第13号(人事行政課)

名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の公布について

- 名護市規則第14号(予防課)
名護市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
 - 名護市規則第15号(人事行政課)
名護市行政組織規則の一部を改正する規則の公布について
 - 名護市規則第18号(商工・企業誘致課)
名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
 - 名護市規則第19号(商工・企業誘致課)
名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の公布について
 - 名護市規則第20号(企画政策課)
名護市企業版ふるさと納税基金条例施行規則の公布について
- 訓 令 —————
- 名護市訓令第4号(人事行政課)
名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程の一部を改正する規程の公表について
- 告 示 —————
- 名護市告示第37号(国民健康保険課)
配当計算書(謄本)の公示送達について
 - 名護市告示第38号(政策推進課)
21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更及び公示について
 - 名護市告示第39号(税務課)
令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の告示について
 - 名護市告示第40号(財政課)
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第8号補正)
 - 名護市告示第41号(財政課)
令和7年度名護市国民健康保険特別会計補正予算の公表について(第4号補正)
 - 名護市告示第42号(財政課)
令和7年度名護市後期高齢者医療特別会計補正予算の公表について(第3号補正)
 - 名護市告示第43号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業事業者の新規指定について

- 名護市告示第44号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく告示について
- 名護市告示第45号(建築住宅課)
名護市景観審査会運営要綱の告示について
- 名護市告示第46号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく告示について
- 名護市告示第47号(都市計画課)
名護都市計画下水道の変更に係る名護市告示について
- 名護市告示第48号(保育・幼稚園課)
名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第49号(財政課)
令和8年度名護市一般会計予算の公表について
- 名護市告示第50号(財政課)
令和8年度名護市国民健康保険特別会計当初予算の公表について
- 名護市告示第51号(財政課)
令和8年度名護市後期高齢者医療特別会計当初予算の公表について
- 名護市告示第52号(財政課)
令和8年度名護市介護保険特別会計当初予算の公表について
- 名護市告示第53号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第54号(園芸畜産課)
名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業費補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第55号(子育て支援課)
名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第56号(工事契約検査課)
名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱の一部を改正する要綱の告示について
- 名護市告示第57号(税務課)
市税滞納者の督促状の公示送達について
- 名護市告示第58号(健康増進課)
名護市指定暑熱避難施設指定実施要綱の公表について
- 名護市告示第59号(保育・幼稚園課)
名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について

- 名護市告示第60号(保育・幼稚園課)
名護市未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第61号(保育・幼稚園課)
名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第62号(保育・幼稚園課)
名護市認定こども園等利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第63号(総務課)
名護市外部公益通報に関する要綱の公表について
- 名護市告示第64号(健康増進課)
名護市骨髄バンクドナー助成金交付要綱の公表について
- 名護市告示第65号(園芸畜産課)
名護市管理施設修繕事業補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第66号(健康増進課)
名護市先進医療不妊治療費助成事業実施要綱の公表について
- 名護市告示第67号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法の規定に基づき確認した施設の公示について
- 名護市告示第68号(健康増進課)
名護市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施要綱の公表について
- 名護市告示第69号(健康増進課)
名護市高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第70号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定に基づく告示について
- 名護市告示第71号(社会福祉課)
名護市障害者自立支援協議会等設置要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第72号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく告示について
- 名護市告示第73号(社会福祉課)
名護市長による成年後見制度審判請求の手續に関する要綱の一部を改正する要綱の公表について

- 名護市告示第74号(教育委員会総務課)
名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱の公表について
- 名護市告示第75号(国民健康保険課)
名護市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第76号(観光課)
名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱の廃止について
- 名護市告示第77号(健康増進課)
名護市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第78号(環境対策課)
令和8年度名護市一般廃棄物処理実施計画書の告示について
- 名護市告示第86号(人事行政課)
名護市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の公布について
- 名護市告示第87号(消防本部総務課)
沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更に伴う協議書の締結及び規約の一部改正の告示について
- 名護市告示第88号(農林水産課)
名護市水産施設機能強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第89号(総務課)
一般廃棄物処理手数料徴収事務委託者の告示について
- 名護市告示第90号(地域力推進課)
名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第91号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第58条の11の規

定に基づく告示について

- 名護市告示第92号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市源河区)
 - 名護市告示第93号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市大浦区)
 - 名護市告示第94号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市三原区)
 - 名護市告示第95号(農業政策課)
名護市民農園設置及び管理運営要綱を廃止する要綱の公表について
 - 名護市告示第96号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市稲嶺区)
 - 名護市告示第97号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市嘉陽区)
 - 名護市告示第98号(農業政策課)
名護市中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱を廃止する要綱の公表について
 - 名護市告示第99号(建設土木課)
市道路線の区域の変更について(告示)
- 公 告 —
- 名護市公告第12号(農林水産課)
保安林の指定の予定の変更告示の掲示について(名護市字世富慶)
 - 名護市公告第13号(都市計画課)
【田井等公園】都市計画公園事業の計画変更認可について(公告)
 - 名護市公告第14号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(長筋原支線9号農道災害復旧工事)
 - 名護市公告第15号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(安部ナート川整備工事(その1))
 - 名護市公告第16号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(名護市電子入札・契約管理・申請受付システム構築業務委託)
 - 名護市公告第18号(都市計画課)
名護市都市計画事業の計画変更許可について(山田原線 外1路線)
 - 名護市公告第19号(農業政策課)
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告について【為又】

名護市企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長 渡具知

武



名護市条例第 / 号

名護市企業版ふるさと納税基金条例 ～別紙

名護市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67条)第241条第1項の規定に基づき、名護市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市宿泊税条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長 渡具知



名護市条例第 2 号

名護市宿泊税条例 ～別紙

名護市宿泊税条例

(課税の目的)

第1条 名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、この条例に定めるもののほか、法及び名護市税条例（昭和47年条例第20号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

(賦課徴収)

第3条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び市税条例の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる宿泊に係る宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下この条において「学校」という。）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生（以下この条において「学生等」という。）又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会（教育活動又はこれに類するものに限る。）に参加するために宿泊する場合（規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊（前号に掲げる宿泊を除く。）

(課税標準)

第6条 宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金（宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して名称を問わず当該宿泊施設に支払うべき額（当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額をいう。）とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額

(税率及び税額の端数計算)

第7条 宿泊税の税率は、100分の1.2とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以外の者であって宿泊税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者はその指定を受けた日から5日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請しようとする者は、当該宿泊施設の所在地及び名称その他必要な事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申請を受理した場合には、その申請した者を特別徴収義務者として登録し、その者（以下この条において「登録特別徴収義務者」という。）に対し、規則で定める証票（以下「証票」という。）を交付する。

4 証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 登録特別徴収義務者は、登録した事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

8 前項の規定による届出書を提出した者であって当該届出書に係る休止の期間を定めなかった者は、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

10 証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を市長に返さなければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長が指定した者である場合には、同項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 前2項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合にお

いては、その廃止した日から10日以内に、その廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第1項に規定する規則で定める納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額その他市長が必要と認める事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に当たって作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものその他の市長が必要と認める書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電

磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第15条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録等に対する規定の適用）

第16条 第14条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して証票を掲示しなかった者又は同条第5項の規定に違反して証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
- (2) 第10条第10項の規定に違反して証票を市長に返さなかった者
- (3) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- (4) 第13条第1項の規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第18条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

（規則への委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 施行日前に宿泊施設の経営をし、かつ、この条例の施行後引き続き宿泊施設の経営をしようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなす。

(準備行為)

4 第9条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第10条第3項の規定による特別徴収義務者の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、第9条第2項及び第10条第3項の規定の例により行うことができる。

(徴収の方法の特例)

5 市長は、沖縄県が法第4条第6項の規定により、市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下この項及び次項において「県宿泊税」という。）がある場合には、法第20条の3第1項ただし書の規定により、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(県宿泊税に係る督促、滞納処分等)

6 市長は、県宿泊税に係る督促、滞納処分等について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

7 市長は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

名護市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年 3月27日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 3号

名護市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 ～別紙

名護市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）
- 第3章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則 （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園

支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提

供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のため

に、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の

会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力する

ことにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長

渡具知 武



名護市条例第 4 号

名護市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する条例の一部を改正する条例

名護市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「施設等利用給付」の次に「等」を加える。

第1条中「施設等利用給付」の次に「並びに乳児等のための支援給付」を加える。

第3条中「第12号」の次に「。以下「条例」という。」を、「第2条に規定する認定こども園」の次に「（以下、「名護市立認定こども園」という。）」を加え、「名護市立認定こども園の設置及び管理に関する条例第3条」を「条例第3条」に、「当該支給認定こども」を「当該支給認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料等）

第3条の2 市長は、乳児等のための支援給付認定子どもが名護市立認定こども園において特定乳児等通園支援事業の提供を受けたときは、当該支給認定子どもの保護者から利用料を徴収する。

2 前項に規定する利用料は、規則で定める。

3 市長は、食費（おやつ代を含む。）その他名護市立認定こども園の利用に係る経費であって、乳児等のための支援給付認定子どもの保護者が負担することが適当と認められる費用について、実費の額の範囲内において規則で定める額を徴収する。

第4条の見出し中「利用者負担金」の次に「等」を加え、同条中「利用者負担金」を「第3条に規定する利用者負担金及び前条に規定する利用料等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長

渡具知

武豊



名護市条例第 5 号

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例 ~別紙

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第85号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月27日

名護市長 渡辺知 武 豊 

名護市条例第 6 号

名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
名護市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成6年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「者」の次に「又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第1項で定める程度の障害の状態にある者」を加える

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 7 号

名護市介護保険条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市介護保険条例の一部を改正する条例

名護市介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第13号イ中「、次号イ」を「又は次号イ」に、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号から第3号までに掲げる」に改め、「前項に該当する者の」を削り、「令和8年度までにおける」を「から令和8年度までの各年度における」に改める。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には、0円とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当する者

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当する者

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

第11条 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、第11条第2項に規定する保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月 27日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 8号

名護市火災予防条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市火災予防条例の一部を改正する条例

名護市火災予防条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第16号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。
第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月 27日

名護市長 渡具知

武豊



名護市条例第 9号

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例

名護市立学校設置条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

羽地幼稚園	名護市字田井等601番地2
稲田幼稚園	名護市字我部祖河440番地1
久辺幼稚園	名護市字豊原208番地
屋部幼稚園	名護市字屋部47番地

」

を

「

羽地幼稚園	名護市字田井等601番地2
屋部幼稚園	名護市字屋部47番地

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

名護市長 渡具知 武



名護市条例第 10 号

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 47 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「委員会」の次に「、協議等の場」を加え、「出席したとき」の次に「（名護市議会委員会条例（昭和 47 年条例第 7 号）第 15 条の 2 の規定による委員会及び名護市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 1 号）第 165 条の 2 の規定による協議等の場に出席したものとみなされたときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

名護市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月27日

名護市長 渡具知



名護市条例第 11号

名護市議会委員会条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市議会委員会条例の一部を改正する条例

名護市議会委員会条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会で意見を述べるすることができる。

第30条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項

の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名護市長

渡具知

武豊



名護市条例第 12 号

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

名護市国民健康保険税条例（昭和47年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「（介護納付金という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「喪失したもの」を「喪失した者」に、「当該喪失」を「当該資格を喪失」に改め、「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,218円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について173円とする。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 822円
- (2) 特定世帯 411円
- (3) 特定継続世帯 616円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同

項第1号中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に改め、同号に次のように加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 853円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 122円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 576円
 - (イ) 特定世帯 288円
 - (ウ) 特定継続世帯 432円

第23条第1項第2号中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に、「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 609円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 87円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 411円
 - (イ) 特定世帯 206円
 - (ウ) 特定継続世帯 308円

第23条第1項第3号中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に、「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 244円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 35円
- ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 165円
 - (イ) 特定世帯 83円
 - (ウ) 特定継続世帯 124円

第23条第2項に次の1号を加える。

- (3) 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 183円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 305円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 487円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 609円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第4項及び第6項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第7項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に改め、「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第8項及び第9項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第10項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に、「特例利子等」を「特例適用利子等」に、「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については」を「第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については」に改める。

附則第11項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に、「第8条及び第23条第1項」を「第8条、第9条の4及び第23条第1項」に改める。

附則第12項及び第13項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の名護市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度

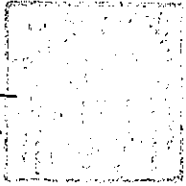
分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

専 決 処 分 書

名護市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市条例第 13 号

名護市税条例等の一部を改正する条例 ~別紙

名護市税条例等の一部を改正する条例

(名護市税条例の一部改正)

第1条 名護市税条例(昭和47年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」を改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第203条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第203条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「軽自動車税等」を「軽自動車等」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「4分の3」を「7分の6」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第22項を第19項とし、第23項を第20項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、

「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若

しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「の種別割」を削る。

第2条第1項、第3条第1項前段及び第2項並びに第4条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

様式第1号中「軽自動車税種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に、「Tax category Base Stamp」を「Tax Stamp」に改める。

(名護市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名護市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定による改正後の名護市税条例（以下「新条例」という）第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第2号及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 新条例第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 新条例第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、第9条の2及び第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。） 令和10年1月1日

(4) 新条例附則第7条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分を徐く。）及び第19条の2の次に次の1条を加える改正規定金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる施行日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条

例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の名護市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）又は増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による新条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第5条 第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車

等に対する軽自動車税の特例に関する条例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 第3条の規定による改正後の名護市税条例等の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 11 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 5 号

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

平成27年3月31日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、保育施設等における保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 保育施設等 保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）及び法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（支援法第29条第1項の確認を受けた事業者が行うものに限る。）を行う事業所をいう。
- (2) 保育の実施 保育施設等において保育を行うことをいう。
- (3) 子ども 支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもをいう。
- (4) 教育・保育給付認定 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (5) 教育・保育給付認定子ども 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (6) 教育・保育給付認定保護者 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(利用の申込者)

第3条 保育施設等において保育の実施を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望する教育・保育給付認定子ども及び当該子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 名護市（以下「市」という。）に居住していること。
- (2) 保育の利用の開始日までに、市に転入又は居住すること。

(保育の利用の開始日)

第4条 保育の利用の開始日は、各月の1日を原則とする。

(保育の利用期間)

第5条 保育の利用ができる期間は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定の有効期間（支援法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。）

とする。

(利用申込み)

第6条 保育施設等において保育の利用を希望する教育・保育給付認定保護者は、保育施設等利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書及び必要書類は、保育の利用開始希望月の前月の1日（1日が名護市の休日を定める条例（平成3年条例第25号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、4月1日から保育の利用を希望する教育・保育給付認定保護者は、市長が指定する期日までに、第1項に規定する申込書及び関係書類を提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、当該申込みに係る子どもが保育の利用開始の希望日において生後6か月に達しない場合は、原則として申込みを行うことができない。

5 第1項の規定により申込書を提出した教育・保育給付認定保護者（以下「申込保護者」という。）が当該申込書を取り下げようとする場合は、保育施設等利用申込取下げ書（様式第2号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(利用調整)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、保育施設等における保育の利用の申込者数が保育施設等における保育の利用定員を超えるときは、子どもの養育状況及び保護者に必要な支援の内容等の事情を勘案し、利用調整を行うものとする。

2 利用調整は、毎月の各保育施設等の保育利用可能な子ども数を把握の上、保育の利用開始を希望する月ごとの申込者を対象に、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 申請のあった教育・保育給付認定子どもに係る保育の必要の程度を、別表に定める保育利用調整基準により指数化し、当該指数が高いものを優先するものとする。

(2) 前号に規定する指数が同位の教育・保育給付子どもが複数ある場合は、当該希望する保育施設等の希望順位が高い教育・保育給付認定子どもを優先するものとする。

(3) 一の保育施設等について、保育の利用の申込みがあった全ての教育・保育給付認定子どもにつき、利用定員に達するまで行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、利用定員を超えて利用調整を行うことができる。

(4) 一の教育・保育給付認定子どもが複数の保育施設等を希望する場合には、希望する順位が最も高い保育施設等を優先するものとする。

3 前項に規定するもののほか、利用調整の基準に関し必要な事項は、別に定める。

(保育の利用の内定等)

第8条 市長は、前条に規定する利用調整の結果、保育の利用が内定した申込保護者に対し、保育施設等利用内定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の場合において、保育の利用の内定を行うことができなかつた子どもに係る申込みは、翌月（当該申込みに係る保育の利用を希望する年度内に限る。）の利用調整の対象とする。この場合において、市長は、当該申込保護者に対して、第6条第1項に規定する申込書及び関係書類の再提出を求めることができる。

3 前項の場合において、再度保育の利用の内定を行うことができなかつたときは、第10条第1項の規定にかかわらず、当該申込保護者に対する通知を省略することができる。

(保育施設等への要請等)

第9条 市長は、保育施設等に対し、前条第1項の規定による保育の利用が内定した子どもに係る保育の利用について、要請を行うものとする。

2 前項の規定により要請を受けた保育施設等は、当該子どもについて、保育の利用の可否を決定し、市長に報告しなければならない。

(保育の利用の決定等)

第10条 市長は、第7条から前条に規定する利用調整及び要請を行った結果、保育施設等への入所が決定した場合にあっては保育施設等利用決定通知書（様式第4号）により、保育施設等への入所の決定がされなかつた場合にあっては保育施設等利用保留通知書（様式第5号）により、当該申込保護者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の申請内容に虚偽があつた場合又は当該申請に係る子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、保育施設等利用不承諾通知書（様式第6号）により、保育の実施を行わない旨を当該申込保護者に通知するものとする。

(1) 教育・保育給付認定を受けていることが確認できないとき。

(2) 疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると当該保育施設等の長若しくは管理者又は医師等が判断したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育の実施が困難であると市長が認めたとき。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により保育の利用が決定した教育・保育給付認定子ども

もについて、保育の利用の決定日から開始日の間に次の各号のいずれかに該当したときは、同項に規定する保育施設等利用決定を取り消すことができる。

- (1) 保育の実施の必要がなくなったとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (3) 当該子どもの保護者から保育施設等利用決定辞退届書（様式第7号）により利用の辞退の申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により保育の利用の決定を取り消したときは、保育施設等利用決定取消通知書（様式第8号）により当該保護者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育の実施の一時停止）

第12条 市長は、保育の実施を受けている子ども（以下「保育子ども」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育施設等による当該子どもの保育の実施を一時停止することができる。この場合において、一時停止の期間は、原則として90日を上限とする。

- (1) 疾病その他の事由により、他の保育子どもに悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 当該子どもの保護者から保育施設等利用一時停止届出書（様式第9号）による届出があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保育の実施を一時停止することが適当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により保育の実施の一時停止をしたときは、保育施設等利用一時停止通知書（様式第10号）により保育利用保護者及び当該保育施設等の長又は管理者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育の実施の解除）

第13条 市長は、保育子どもが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該子どもの保育の実施を解除するものとする。

- (1) 保育の実施の必要がなくなったとき。
- (2) 転出し、又は死亡したとき。

- (3) 当該子どもの保護者から保育施設等利用終了届出書（様式第11号）による届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保育施設等の運営に支障が生じると認める事由があるとき。
- 2 前項第3号に規定する届出書は、保育の利用を終了しようとする日の属する月の前月10日（10日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により保育の実施を解除した場合は、保育施設等利用解除通知書（様式第12号）により保育利用保護者及び当該保育施設等の長又は管理者に通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する届出があった場合は、当該保護者に対する前項の通知を省略することができる。

（保育施設等の異動）

第14条 保育子どもの保護者は、当該子どもが現に保育の実施を受けている保育施設等から、他の保育施設等に異動を希望するときは、保育施設等異動申込書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該保育施設等異動申込書を第6条第1項の申込書とみなして、第6条から第10条の規定を適用する。

（保育の利用内容の変更）

第15条 保育子どもの保護者は、第6条第1項に規定する申込書の記載事項に変更があるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（保育施設等の報告）

第16条 保育施設等の長又は管理者は、当該保育施設等を利用している保育子どもに係る家庭状況等に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（市外委託）

第17条 市長は、市外の保育施設等の保育の利用を希望する申込みがあったときは、当該保育施設等を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）と協議の上、当該申込みに係る利用調整を委託することができる。

（市外受託）

第18条 第3条の規定にかかわらず、他の市町村の長から当該市町村に住所を有する子どもについて、市に所在する保育施設等を利用することに係る協議の申出があったときは、

市に居住している申込者の利用調整を行った上で、なお利用調整する余地のある保育施設等に限り、当該申出を受けるものとする。ただし、県内の保育施設等に勤務する保育士、保育教諭その他市長が必要と認める教育・保育給付認定保護者の子どもについては、市に居住している申込者と同時に利用調整を行うものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、平成31年度の利用に係る申込みから適用し、平成30年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則 (平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則様式第1号で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和2年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和3年度の利用に係る申込みから適用し、令和2年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則（令和4年規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和5年度の利用に係る申込みから適用し、令和4年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則（令和6年規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和7年度の利用に係る申込みから適用し、令和6年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則（令和7年規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和8年度の利用に係る申込みから適用し、令和7年度の利用に係る申込みについては、従前の例による。

附 則（令和8年規則第5号）

この規則は、令和8年3月11日から施行する。

別表（第7条関係）

名護市保育施設等利用調整基準

- 1 基本指数

番号	類型	細目	基本指数	
1号	① 就労	月160時間以上の就労を常態とする	55	
		月140時間以上160時間未満の就労を常態とする	50	
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする	45	
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする	40	
		月80時間以上100時間未満の就労を常態とする	35	
		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする	30	
	② 自営業で挙証資料の提出がない場合	25		
2号	③ 妊娠・出産	切迫・入院等により著しく保育が困難である場合	55	
		多胎児の妊娠・出産により保育が困難である場合	40	
		上記以外の妊娠・出産	35	
3号	④ 保護者の疾病・障がい等	疾病	1月以上の入院又は保育が完全に不可能な状態である場合	55
			保育が困難な状態である場合	45
			保育が部分的に困難な状態である場合	35
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1、障害基礎年金証書1級の交付を受けている、又は同程度の障がい等を有すると認められる場合	55
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳A2、障害基礎年金証書2級の交付を受けている、又は同程度の障がい等を有すると認められる場合	45
		上記以外の障がい等	35	
4号	⑤ 介護・看護	親族等の看護・介護又は入院・通院・通所・通学の付添に要する時間に応じて類型①の指数を準用		
5号	⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害のため、復旧に当たっている場合	※	
6号	⑦ 求職活動	求職又は企業の準備のため保育が困難な状態である場合	25	

7号	⑧	就学	学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校その他55 これらに準ずる教育施設に月64時間以上在学（予定を含む。）している場合	就学に要する時間に応じて類型①の指数を準用	
			上記以外の就学（職業訓練校等）		
8号	⑨	社会的養護	虐待	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を受けるおそれがあると認められる場合	※
			DV	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合	
9号	⑩	育児休業時の継続保育	育児休業期間中に対象児童以外の児童が異動を希望する場合	35	
10号	⑪	みなし育児休業時の継続保育	みなし育児休業期間に対象児童以外の児童が異動を希望する場合	35	
	⑫	その他	父母が不在（県外・離島在住を含む。）であり、保育を必要とする場合 上記に該当しないが、保育が必要であると認められる場合	※	
備考	1	基本指数欄の「※」については、それぞれの実情に応じて指数を決定するものとする。			
	2	父母（教育・保育給付認定保護者）それぞれの基本指数を合算し、世帯の基本指数を決定する。ひとり親家庭が①から⑧までの類型に該当する場合は、基本指数を一律55点とし、さらに調整指数で加点する。			
	3	保育施設等の利用申込期限内に保育を必要とする証明の書類の提出がない場合は、原則、利用調整は行わないものとする。			
	4	複数の類型に該当する場合は、原則、高い指数を適用し、又は各事由のうち時間数が多い事由を主たる事由とした上で、各事由で要する時間数を合算し、指数を決定する。			

5	就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、場合に応じて、直近の実績も含めて基本指数を決定する。
6	就労の労働時間には、1時間以内の休憩時間は含み、通勤時間は含まない。
7	就学に通信教育を含まないが、スクーリング等保育が必要と認められる場合は、この限りでない。
8	育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等を適用する。ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減じた後の勤務日数を適用する。
9	虚偽の申請があった場合は、利用調整を行わない、又は内定・利用決定の取り消しを行う。
10	父母が不在であっても、当該児童を監護している者の全てが60歳未満の祖父母や親族等であるときは、優先利用の特例は適用せず、当該監護者の要件を適用する。

2 調整指数（加算）

優先利用項目		適用要件		調整指数
A	ひとり親家庭	1	ひとり親家庭（下記のひとり親家庭を除く。）	65
		2	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内、二世帯住宅を含む。）している場合（当該親族等が保育を必要とする証明書類を提出した場合を除く。）	45
		3	ひとり親家庭を証する資料の提出が困難であるが、ひとり親家庭の状態であると認められる場合	45
B	生活保護世帯等（就労・求職活動に加算点）	4	生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められるとき（Aに該当する場合を除く。）	45
C	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5	生計中心者の失業（自発的失業を除く。）により生活困窮にあり、就労の必要性が高い世帯である場合	25

D	社会的養護が	6	里親世帯である場合	30
	必要な場合	7	その他教育・保育給付認定保護者の児童を養育する能力が著しく欠如している等養護が必要であると認められる場合	※
E	児童が障がい等を有する場合	8	申込児童が障がい等を有しており、特別支援保育が必要である場合	※
F	保護者が障がい等を有する場合（基本指数の類型が④	9	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2若しくは障害基礎年金証書（1級）の交付を受けている、又はこれらと同等の障がい等があると認められる場合	3
	以外の場合に加算する）	10	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳B1・B2若しくは障害基礎年金証書（2級）の交付を受けている、又はこれらと同等の障がい等があると認められる場合	2
G	同居人が障がい等を有する場合（基本指数の類型が⑤以外の場合に加算する）	11	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（1級）若しくは特別児童扶養手当証書の交付を受けている、又は要介護者（在宅）である場合	2
		12	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（2級）又は特別児童扶養手当証書の交付を受けている場合	1
		13	上記以外で継続的な入院その他医療を必要とする教育保育給付認定子ども以外の児童の看護・介護を行っている場合	2
H	育児休業明け	14	育児休業の取得に伴い、保育施設等を自主的に退園した児童について、再度利用申込した場合	25
		15	育児休業から復帰予定である場合（申込から利用開始までの間に復帰する場合を含む。）	5
I	複数の児童が保育施設等を	16	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に、同一の保育施設等の利用申込をする場合	5

	利用する場合	17	多胎児が保育施設等の新規利用申込をする場合	6
		18	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合で、同一の保育施設等を第1希望として新規利用申込をする場合	10
		19	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合で、兄弟姉妹のどちらかの保育施設等を第1希望として異動申込をする場合	25
		20	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合又は兄弟姉妹が同時に利用申込をする場合（要件16、17、18に該当する場合を含む。）	1
J	地域型保育事業所の卒園児	21	地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童が当該事業所の連携施設の利用を希望する場合	200
		22	連携施設が設定されていない地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童	200
		23	連携施設が公立幼稚園に設定されている地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童	200
		24	地域型保育事業所を卒園する市内在住の児童が当該事業所の連携施設以外の保育施設等のみ利用を希望する場合	100
		25	保育士等の人員不足のため、分園から本園に進級できず、本園以外の保育施設等に異動申込をする市内在住の児童	200
K	保育施設等で勤務する場合	26	教育・保育給付認定保護者が、認可保育所、認定こども園、※地域型保育事業所又は新制度移行幼稚園で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等である場合	※
		27	教育・保育給付認定保護者が、市内の保育施設等（認可外保育施設及び新制度未移行幼稚園を含む。）で月80時間以上勤務することを常態としている場合	15
L	居住地と希望施設	28	申請児童の居住地における小学校区域内に、保育施設等が1つしかない場合であって、当該保育施設等を第1希望として利用申込する場合	125
M	認可外保育施設を利用している場合	29	保護者どちらも保育の事由が「就労」（就労予定、育児休業中除く）、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「就学」に該当している場合	5

N	その他	30	子どもの安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情ある場合	※
---	-----	----	---------------------------------------	---

3 調整指数（減算）

減算項目		適用要件		調整指数
O	市外在住	31	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-35
		32	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-40
P	就労実態	33	親族が経営している事業等に就労し、配偶者控除又は扶養控除の対象となり、収入が確認できない場合	-5
Q	利用者負担額の滞納	34	納付期限経過分の利用者負担金（保育料）を滞納している場合で、利用者負担額の滞納分を市が児童手当から徴収することに承認の申出をしている場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）	-5
		35	<p>正当な理由がなく、納付期限経過分の利用者負担金を滞納している場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）</p> <p>基本減点（-5）とし、滞納1月分につき2点を減点</p> <p>（例）利用者負担金の滞納がある場合</p> <p>$-5 + ((-2) \times \text{滞納月数})$：滞納月数が1か月分の場合は、-7の減算となる。</p> <p>失業・罹災等やむを得ない事由による時、滞納返済が進んでいるとき（児童手当からの申入れ徴収等）等はこの限りでない。</p>	-7~
R	同居親族の保育必要性	36	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内及び二世帯住宅を含む。）している場合（要件2に該当する場合及び当該親族等の保育を必要とする証明書類を提出する場合を除く。）	-5

S	育児休業の 延長	37	希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	-110
備考 (調整 指数共 通)	1	「ひとり親家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない母及び配偶者のない父で現に子どもを扶養している者の世帯		
	2	調整指数欄の「※」については、それぞれの実情に応じて指数を決定するものとする。		
	3	基本指数に調整指数を加算又は減算した利用調整の指数が同点であり、かつ、教育・保育給付認定保護者が保育利用希望する保育施設等の順位も同じである場合は、別に定める項目により利用調整を行なうものとする。		
	4	既に保育の給付を受けている子どもの利用者負担金（保育料）に滞納がある場合は、継続保育の利用調整は行わないものとする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納返済が進んでいる場合（児童手当からの申入れ徴収等）は、この限りでない。		

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第10条関係)
様式第5号 (第10条関係)
様式第6号 (第10条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第11条関係)
様式第9号 (第12条関係)
様式第10号 (第12条関係)
様式第11号 (第13条関係)
様式第12号 (第13条関係)
様式第13号 (第14条関係)

保育施設等利用申込書

【利用申込にあたって同意していただく事項】

- 1 申込書等に記載した内容は、必要と認められる場合に、施設、事業者又は他の官公署に提供することがあります。
- 2 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定情報の通知又は支給認定証の送付は、入所決定時に行います。入所決定前に必要な場合は、別途手続きを行う必要があります。
- 3 3歳以上の保育利用の場合は、施設が定める主食費・副食費を負担することとなります。
- 4 次年度に就学を予定している児童にあつては、名護市教育委員会に児童に関する必要な情報を提供することがあります。
- 5 名護市の調査や保護者からの変更届出により、遡及して保護者負担額を変更することがあります。
- 6 申込に係る児童が障がい等(疑いを含む。)を有する場合は、入所後も必要に応じて、医療機関等を受診し、診断書を提出する必要があります。
- 7 特別な理由なく保育料を滞納した場合、名護市が支給する児童手当から当該滞納分について特別徴収することがあります。
- 8 申込児童について、保育を実施する必要がなくなったとき、または保育施設等の運営に支障が生じると認める事由があったときは、保育の実施を解除することがあります。

以上のことに同意の上、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第6条第1項の規定により、保育施設等の利用について、申し込みます。

1 申込みに係る児童・保護者

申込日		年 月 日
保護者氏名 (ご本人の印)	続柄	生年 月 日
①		年 月 日
申込児童氏名	性別	生年 月 日
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日
保護者住所	〒 -	
転入予定の否	転入先住所： <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 決定(住所：)	
連絡先(父)	連絡先(母)	
利用希望期間	年 月 日 から (<input type="checkbox"/> 小学校就学前 ・ <input type="checkbox"/> 年 月 日) まで	
児童に係る障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給を確認できるもの <input type="checkbox"/> 医療的ケア <input type="checkbox"/> 診断書のみ <input type="checkbox"/> その他 (特定疾病医療費助成受給者証など)	
定期的に医療機関・児童発達支援事業所等の利用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (施設名： 内容：) 診断名等 ()	
育休取得中の有	<input type="checkbox"/> 申込児童に係る育休取得中 <input type="checkbox"/> 申込児童以外の児童に係る育休取得中 <input type="checkbox"/> 希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。 ※注意※上記にチェックがある場合、減点の対象となります。	

※市記入欄

受付者	入力者	確認者
/	/	/

父状況 : 生保 : 市外 : 保育士 :
 母状況 : 障がい : 同居人 : 同園 :
 育休明 : 再利用 : 滞納 : 兄弟 :
 ひとり親 : 扶控 :
 合計→第1希望 : 第2希望以下 :

月 齢	可・不可	0・1・2・3・4・5 クラス	ひとり親	無・有	保険証・戸籍・児扶証
住 所	市内・市外	転入予定 (年 月 日)	分園・小規模	済・未	希望(無・有)
同居親族	無・有	60歳(以上・未満)	標準・短時間	済・未	
課税状況	無・有	未申告(父・母・その他)	求職	済・未	カード(無・有)
生活保護	無・有		マイナンバー	無・有	
在宅障害	無・有	特児・身体・精神・療育・その他	育休減点	無・有	

2 利用を希望する施設及び事業所

施設・事業所名		施設・事業所名	
第1希望		第6希望	
第2希望		第7希望	
第3希望		第8希望	
第4希望		第9希望	
第5希望		第10希望	

□第11希望以上の別紙あり

【留意事項】
6施設以上希望している場合は、希望施設以外で空きがある施設について、別途案内を行うことがあります。

3 申込児童の兄弟姉妹の利用確認

すでに保育施設等を利用している兄弟姉妹	①	施設名：	学齢：	歳クラス
	②	施設名：	学齢：	歳クラス
	③	施設名：	学齢：	歳クラス
利用申込している兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → (□今回一緒に申込みをしている □既に申込中)			
兄弟姉妹同園希望	<input type="checkbox"/> 同じ園でなければ、入園を希望しない。 <input type="checkbox"/> 同じ園を希望するが、違う園でも入園を希望する。			
兄弟姉妹同時入園希望	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と同時に入園できない場合は、入園を希望しない。 <input type="checkbox"/> 申請児童が入園できれば、兄弟姉妹と同時でなくても入園を希望する。			

4 今後の出産予定の確認

出産予定日	年 月 日	
出産前後の予定	<input type="checkbox"/> 産休を取得する。	□父(年 月 ~ 年 月予定)
	<input type="checkbox"/> 育休	□母(年 月 ~ 年 月予定)
	<input type="checkbox"/> 産後は育休を取得せず、産後5か月以内に復職予定	
	<input type="checkbox"/> 産後は育休を取得せず、出産予定の子を家庭保育する予定	
<input type="checkbox"/> その他()		

※ ここでいう「育休」とは育児・介護休業法に基づく育児休業のみならず、育児のために休業することです。(自営の方も含む)

5 幼稚園等の利用希望の確認

教育施設等の利用希望	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園・認定こども園(教育部分)の利用も併願している。 <input type="checkbox"/> 新制度未移行幼稚園の利用も併願している。
------------	---

※ 申込時点で教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、別途認定の変更申請書の提出も必要です。

※ 育児休業給付を受給中の方は、この利用申込書を提出前にコピーをとり控えとして保管してください。

保育施設等利用申込取下げ書

（宛先）名護市長

取 下 げ 保 護 者	年月日	年 月 日		
	住 所			
	氏 名	Ⓜ		
	電 話		続柄	

次のとおり子どもの 年度保育施設等の利用申込みについては、取下げます。

申込取下げに 係る子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	支給認定証番号
	()	年 月 日	
取下げの理由			
<p>※注意事項</p> <p>1 一度取下げをすると、当該年度中については、利用調整（選考）の対象外となります。</p> <p>2 当該年度中に再度保育施設等の利用を希望する場合、改めて希望保育施設等の利用申込書等を提出していただくことになります。</p>			

(宛先) 申込保護者

名護市長 印

保育施設等利用内定通知書

利用申込がありました保育施設等の利用については、次のとおり内定したので、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第8条第1項の規定により通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
利用予定の施設	生 年 月 日	
	名 称	
	所 在 地	

- 1 内定施設等に提出する書類等については入園説明会にてご確認ください。
- 2 面接が必要な場合は、定められた期日までに、保育施設等にて面接を受けてください。
- 3 この内定後、保育の必要基準に該当しなくなったとき等の理由により当該内定を取消す場合があります。
- 4 子どもの疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると判断される場合は、当該内定は取消すこととなります。
- 5 利用者負担金額については、別途通知します。
- 6 副食費の免除対象者については、対象の方に別途通知しています。
- 7 保育施設等利用申込書の記載事項に変更が生じたときには、速やかにその旨を届け出てください。
- 8 内定を取り下げる場合は、別途定められた期日までに市において手続きを行ってください。ただし、異動内定を取下げた場合は、当月末で退所となります。
- 9 やむを得ない理由なく内定を取り下げた場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
- 10 保育利用期間であっても、保育施設等を利用できる基準に該当しなくなったときは、保育の利用を解除します。
- 11 保育の利用開始後、保育施設等の保育の利用を一時停止又は終了しようとするときは、速やかに市において手続きを行ってください。また、この場合において利用している保育施設等にも手続きを行ってください。

(宛先) 申込保護者

名護市長 印

保育施設等利用決定通知書

申込がありました保育施設等の利用については、次のとおり決定したので名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第 10 条第 1 項の規定により通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 予 定 の 施 設	名 称	
	所 在 地	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
<p><備考></p> <p>1 申請事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届出てください。</p> <p>2 上記の保育の実施期間内であっても、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、保育実施解除となります。</p> <p>3 保育の利用開始後、保育施設等の保育の利用を中止されるときは、前月 10 日までに保育・幼稚園課にて手続きを行って下さい。また、この場合において利用している保育施設等にも手続きを行ってください。</p> <p><教示></p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、名護市を被告として(訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>お問合せ先名護市こども家庭部保育・幼稚園課電話番号：0980-53-1212</p>		

（宛先）申込保護者

名護市長



保育施設等利用保留通知書

申込みがありました 年度保育施設等の利用については、次のとおり利用調整（選考）の結果、希望されている保育施設等の利用ができないため、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第10条第1項の規定により通知します。

保育施設等の利用申込子ども	氏 名	生年月日	支給認定証番号
		年 月 日	
申込日		利用開始希望日	
保育施設等の保育の利用ができない理由	利用申込みをされた希望保育施設等については、①利用可能数（定員）を上回る申込みがあり、利用可能な順位に達しないため利用ができない状況、または、②保育の利用基準には該当しますが、利用定員に空きがないため利用ができない状況です。		
申込書の有効期間	年 月 日まで		
備考	<p>1 今回提出されている申込書は、保育の利用基準に該当している場合は 年度中の保育の利用に係る利用調整に限り有効となります。</p> <p>2 上記の「申込書の有効期限」が過ぎたときは無効となりますので、再度申込みが必要となります。（年度の4月からも引き続き保育の利用を希望される場合は、あらかじめ申込みが必要となります。）</p> <p>3 申込書の提出後、保護者の就労形態、家庭の状況・住所等が変わった場合等及び希望する保育施設等を変更したいときは、すみやかに保育・幼稚園課窓口にて変更の届出をしてください。その際、変更に関する書類を添付してください。</p> <p>4 既に提出された申込書を取り下げる場合は、「保育利用申込取下げ書」の提出が必要となります。</p>		

<p>教示</p> <p>※ 行政不服審査法、行政事件訴訟法その他関係法令に基づく教示文を記載すること。</p>
--

（宛先）申込保護者

名護市長



保育施設等保育利用不承諾通知書

申込みがありました保育施設等の利用については、関係書類等の審査の結果、次のとおり保育施設等の利用は不承諾とするので、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第10条第2項の規定により通知します。

保育施設等の利用申込子ども	氏 名	生年月日
		年 月 日
	申 込 日	支給認定証番号
保育施設等の利用を不承諾とする理由		
備考	※支給認定証の返還に該当する事項	

<p>教示</p> <p>※ 行政不服審査法、行政事件訴訟法その他関係法令に基づく教示文を記載すること。</p>
--

保育施設等利用決定辞退届出書

(宛先) 名護市長

辞退保護者	年月日	年 月 日
	住所	
	氏名	㊟
	電話	

次のとおり子どもの保育施設等の利用決定の辞退の届出をします。

利用決定を辞退する子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	支給認定証番号
	()	年 月 日	
利用決定のあった保育施設等名			
辞退の理由			
※注意事項 1 一度辞退をすると、当該年度中については、利用調整（選考）の対象外となります。 2 当該年度中に再度保育施設等の利用を希望する場合、改めて希望保育施設等の利用申込書等を提出していただくことになります。			

(宛先) 申込保護者

名護市長



保育施設等利用決定取消通知書

次の子どもについて、保育施設等利用決定を取消しますので、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

保育施設等の利用決定を取消する子ども	氏 名		生年月日	支給認定証番号
			年 月 日	
利用決定をしていた保育施設等の名称及び所在地	名称			
	所在地			
利用決定の取消理由				
備考	<p>教示 ※ 行政不服審査法、行政事件訴訟法その他関係法令に基づく教示文を記載すること。</p>			

保育施設等利用一時停止届出書

(宛先) 名護市長

届出保護者	年月日	年 月 日
	住所	
	氏名	㊟
	電話	

保育施設等の利用を一時停止するので、次のとおり届け出ます。

保育施設等の保育を利用している子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保護者との続柄
	()	年 月 日		
	保育利用している保育施設等の名称			
	支給認定証番号			
一時停止期間	年 月 日から 年 月 日まで			
一時停止理由				
同時期に保育施設等の利用を一時停止する兄弟姉妹				
氏名	生年月日	支給認定証番号	利用保育施設等名	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
※留意事項 1 保育利用子どもの利用者負担金は、保育利用の一時停止期間であっても納入することになります。 2 保育利用の一時停止期間は、90日を限度とします。				

(宛先) 保育利用保護者及び保育施設等の長又は管理者

名護市長



保育施設等利用一時停止通知書

次の子どもについて、保育施設等の利用を一時停止する（した）ので、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第12条第2項の規定により通知します。

保育施設等を利用している子ども	氏 名		生年月日	支給認定証番号
			年 月 日	
利用している保育施設等の名称及び所在地	名称			
	所在地			
利用一時停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用一時停止の理由				
備考	<p>※注意事項（任意に記載）</p> <p>1 保育施設等の利用者負担金については、利用の一時停止期間であっても納入してください。</p> <p>※保育利用保護者への教示</p> <p>※ 行政不服審査法、行政事件訴訟法その他関係法令に基づく教示文を記載すること。</p>			

保育施設等利用終了届出書

(宛先) 名護市長

届出保護者	届出日	年 月 日		
	住 所			
	氏 名	㊟		
	電 話		児童との続柄	

保育施設等の利用を終了するので、次のとおり届け出ます。

保育施設等を利用している児童	(ふりがな) 氏 名	生年月日		性別
	()	年 月 日 (歳児クラス)		
	保護者との続柄		支給認定証番号	
利用している保育施設等の名称	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園			
利用終了年月日	年 月 日 ()			
利用終了の理由	<input type="checkbox"/> 市外転出のため <input type="checkbox"/> 家庭保育するため <input type="checkbox"/> ()幼稚園へ進学するため <input type="checkbox"/> その他 ()			
同時期に保育施設等の利用を終了する兄弟姉妹				
氏名	生年月日	利用保育施設等名	支給認定証番号	
	年 月 日 (歳児クラス)			
	年 月 日 (歳児クラス)			
	年 月 日 (歳児クラス)			

※留意事項

- ・ 保育の利用を終了する日は、原則、月の末日となります。
- ・ 保育の利用を終了しようとする日の属する月の、前月10日までに提出してください。
- ・ 提出が遅れた場合は、退園希望日以降保育の利用がない日についても保育料が発生する場合があります。
- ・ 届出をした後は取り消しできません。再度「保育施設等利用申込」をし、空きがある場合に利用調整となります。

(宛先) 保育利用保護者及び保育施設等の長又は管理者

名護市長 印

保育施設等利用(保育実施)解除通知書

次の子どもについて、保育施設等の利用(保育実施)を解除する(した)ので、名護市保育施設等の保育の利用に関する規則第 13 条第 3 項の規定により通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
利 用 施 設	生 年 月 日	
	名 称	
利 用 終 了 年 月 日	所 在 地	
	利 用 終 了 年 月 日	
解 除 理 由		
<p>備考</p> <p>※注意事項</p> <p>1 保育施設等の利用者負担金に未払いがある場合は、速やかに納入してください。</p> <p>〈教示〉</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、名護市を被告として(訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
お問い合わせ先	名護市こども家庭部保育・幼稚園課	電話番号：0980-53-1212

年度

コード:

保育施設等異動申込書

名護市長 殿



保育施設等の異動について、次のとおり申し込みます。
 また、この申込に係る審査のため、名護市が必要な情報を照会すること及び必要に応じて関係機関に当該申請内容を提供することに同意します。

1 異動を希望する児童及び保護者の情報

保護者氏名 (姓・名・姓)	〒	①	続柄	年 月 日	年 月 日
申込児童氏名			性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	年 月 日
保育者住所	〒 -				
連絡先(父)	連絡先(母)				
異動希望期	年 月 日 から				
利用中の施設	<input type="checkbox"/> 保育園 ・ <input type="checkbox"/> 認定こども園				
児童に係る障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給を確認できるもの <input type="checkbox"/> 医療的ケア <input type="checkbox"/> 診断書のみ <input type="checkbox"/> その他 (特定疾病医療費助成受給者証など)				
定期的な医療機関 又は児童発達支援 事業所の利用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (施設名: 内容:) 診断名等 ()				
産休・育休	<input type="checkbox"/> 産休・育休中ではない <input type="checkbox"/> 申込児童以外の児童に係る育休取得中				

※市記入欄

受付者	入力者	確認者	父状況 :	障がい :	保育施設 :
/	/	/	母状況 :	同居人 :	同園 :
			ひとり親 :	滞納 :	兄弟 :
			生保 :	扶控 :	
			合計→第1希望 :	第2希望以下 :	

クラス	0・1・2・3・4・5 歳児クラス		在宅障害	無・有	特児・身体・精神・療育・その他
現況等	済・未	現況届・その他 未提出	ひとり親	無・有	保険証・戸籍・児扶証
同居親族	無・有	60歳(以上・未満)	小規模/分園	済・未	希望(無・有)
課税状況	無・有	未申告(父・母・その他)	標準・短時間	済・未	
生活保護	無・有		マイナンバー	無・有	

2 希望する異動先の保育施設等

施設・事業所名		施設・事業所名	
第1希望		第6希望	
第2希望		第7希望	
第3希望		第8希望	
第4希望		第9希望	
第5希望		第10希望	

□第11希望以上の別紙あり

3 申込児童の兄弟姉妹の利用確認

すでに保育施設等を利用している兄弟姉妹	①	施設名： _____	学齢： _____ 歳クラス
	②	施設名： _____	学齢： _____ 歳クラス
	③	施設名： _____	学齢： _____ 歳クラス
新規又は異動の申込をしている兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → (<input type="checkbox"/> 今回一緒に申込みをしている <input type="checkbox"/> 既に申込中)		
兄弟姉妹が新規又は異動の申込をしている場合の同時、同園希望	<input type="checkbox"/> 兄・姉と同じ保育施設等に異動できれば異動する。 <input type="checkbox"/> 弟・妹と同じ保育施設等に異動できれば異動する。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のいずれかと同じ保育施設等に異動できれば異動する。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と同時期に異動できなければ異動しない。 <input type="checkbox"/> 1人でも異動できれば異動する(兄弟姉妹が別々の保育施設等でも可)		

4 今後の出産予定の確認

出産予定日	年 月 日	
出産前後の予定	<input type="checkbox"/> 産休	<input type="checkbox"/> 父 (_____ 年 月 ~ _____ 年 月 予定)
	<input type="checkbox"/> 育休	<input type="checkbox"/> 母 (_____ 年 月 ~ _____ 年 月 予定)
	<input type="checkbox"/> 産後は育休を取得せず、産後5か月以内に復職予定	
	<input type="checkbox"/> 産後は育休を取得せず、出産予定の子を家庭保育する予定	
<input type="checkbox"/> その他 (_____)		

※ ここでいう「育休」とは育児・介護休業法に基づく育児休業のみならず、育児のために休業することです。(自営の方も含む)

※ 産休・育休取得中は利用調整の点数が変更になりますので、必ず届出をお願いします。

5 異動希望月の保育を必要とする事由

現在から変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) → 下の該当する事由をチェック	
父		母
<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就労(自営) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休中の継続通所 <input type="checkbox"/> みなし育休 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就労(自営) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休中の継続通所 <input type="checkbox"/> みなし育休 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

※ 変更がある場合は、事由に応じた書類を添付してください。

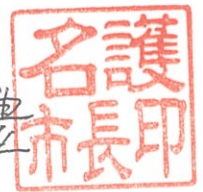
名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

名護市長

渡具知

武豊



名護市規則第 6 号

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第9条第1項第15号中「調定決議書及び」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

名護市長

渡辺知

武



名護市規則第 7 号

名護市会計規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市会計規則の一部を改正する規則

名護市会計規則（平成10年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を次のように改める。

（歳計現金の使用）

第8条 各会計で経費の支出に不足を生じたときは、相互に一時繰替使用することができる。

2 前項の規定により繰替使用したときは、その所属年度の出納閉鎖期日までに繰戻しを完了しなければならない。

第9条 削除

第16条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第12条第3項の規定に基づき記録して整理した場合は、会計管理者へ通知したものとみなす。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 同一科目に属する歳入で日々調定するものについては、毎月分とりまとめて通知することができる。

第49条に次の1項を加える。

3 停電等のやむを得ない事由及び繰越予算未入力等により、手書きによる支出負担行為決議票及び支出命令書等の作成を行う場合において、当該事由が解消したときは、直ちに当該書類と同一内容の書類を記録して整理し、手書きで作成した支出負担行為決議票及び支出命令書等に貼付しなければならない。

第51条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 1件の証拠書類が2以上の支出科目にわたる場合は、主たる科目の支出命令書に貼付し、他の支出命令書には、その所在を明らかにするよう付記しておかななければならない。

第129条第2項中「財務会計システムに入力」を「記録して整理」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 9 号

名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則 ~別紙

名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 名護羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による手続)

第10条 地区センターの使用に係る手続について、電子情報処理組織（名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年条例第3号）第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により手続を行うことができる場合は、当該各条項で定める様式によらず行うことができる。

2 第5条第5項の規定において、電子情報処理組織を使用する方法により使用者が許可された内容の変更をしようとするときは、使用する日の5日前までに申し出るものとする。

第7条第1項第2号中「5日以前」の次に「(名護市の休日を除く。)」を加え、同条第2項を削る。

第7条を第9条とする。

第6条第3項中「名護市羽地地区センター使用料（減免・返還）申請書（様式第5号）」を「名護市羽地地区センター使用料減免申請書（様式第6号）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 市長は、前項の申請の可否を決定したときは、名護市羽地地区センター使用料減免決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第5条とし、同条を次のように改める。

(使用許可の申請等)

第5条 条例第3条の規定により地区センターの使用の許可を受けようとする者は、名護市羽地地区センター使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請をすることができる期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第3号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前々月初日から8日前

(2) 前条第2号又は第4号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前月初日から8日前

3 市長は、第1項の申請を許可するときは、名護市羽地地区センター使用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請を不許可とするときは、名護市羽地地区センター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可された内容を変更しようとするときは、交付を受けた使用許可証を添えて様式第1号により使用する日の3日前（名護市の休日を定める条例（平成3年条例第25号）に定める市の休日（以下「名護市の休日」という。）を除く。）までに再度申請を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微である場合は、既に受理した申請書を適宜修正の上、新たに第3項に規定する使用許可証を交付して使用させることができる。

6 使用者が許可を受けた使用の取りやめをしようとするときは、使用する日の3日前（名護市の休日を除く。）までに名護市羽地地区センター使用取止届出書（様式第4号）に交付された様式第2号を添えて、市長に提出しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、使用の許可を取り消すときは、名護市羽地地区センター使用許可取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

第3条に次の1条を加える。

（市内の個人等）

第4条 条例別表に定める市内の個人等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内の個人 本市に住所を有する個人
 - (2) 市外の個人 前号に定める市内の個人以外の個人
 - (3) 市内の法人又は団体 本店又は支店若しくは主たる事業所が本市に所在する法人又は団体
 - (4) 市外の法人又は団体 前号に定める市内の法人又は団体以外の法人又は団体
- 様式第1号及び様式第2号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。
様式第5号を様式第6号とし、次のとおり改める。

名護市羽地地区センター使用料減免申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名又は団体名
代表者（団体）
連絡先

次のとおり、使用料の減免を申請します。

使用許可 年 月 日	年 月 日 名 第 号
使用目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
申請理由	
減免期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
区分	<input type="checkbox"/> 全額徴収免除 <input type="checkbox"/> 割減額

※以下の欄は、記入しないでください。

使用料を（免除・ 割減額）してもよろしいでしょうか。

受付印	支所長	係長	係員	公印承認欄 (名護市長印 羽地支所用)

様式第4号を様式第5号とし、次のとおり改める。
様式第5号（第6条関係）

名 第 号
年 月 日

氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

名護市羽地地区センター使用許可取消し通知書

年 月 日付け名 第 号による使用許可を次のとおり、取り消したので通知します。

- 1 使用場所：
- 2 使用期間： 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 3 取消理由：

様式第3号を様式第4号とし、次のように改める。
様式第4号（第5条関係）

名護市羽地地区センター使用取止届出書

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名又は団体名
代表者（団体）
連絡先

年 月 日付け名 第 号により許可された名護市羽地地区センターの使用を取りやめますので届出ます。

※以下の欄は、記入しないでください。

使用を（許可・不許可）してもよろしいでしょうか。

受付印	支所長	係長	係員	公印承認欄 (名護市長印 羽地支所用)

施設使用料 円(納付書番号) (再)
冷房使用料 円(納付書番号) (再)

様式第2号の次に次の1様式を加える。
様式第3号（第5条関係）

名 第 号
年 月 日

氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

名護市羽地地区センター使用不許可通知書

年 月 日付け受理した使用許可申請については、次のとおり不許可とした
ので通知します。

不許可理由：

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(名護市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 名護市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び前項に規定する手続きにおいて、名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電子情報処理組織(以下、「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により申請し、行為許可を受けることができる場合は、当該各項に定める様式によらず行うことができる。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により許可する場合は、この様式によらず行えるものとする。

第10条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により申請できる場合は、この様式によらず行えるものとする。

(名護市労働福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 名護市労働福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による手続)

第7条 労働福祉センターの使用に係る手続について、電子情報処理組織(名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により手続を行うことができる場合は、当該各条項で定める様式によらず行うことができる。

- 2 第3条第2項に規定する労働福祉センター使用許可変更・取消承認証(様式第4号)の交付について、電子情報処理組織を使用して許可された内容を変更する場合には、新たに使用許可書を交付して使用させることができる。

(名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者は、」の次に「使用しようとする日の前月初日から2週間前までに、」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「様式第3号」を「様式第4号」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の申請を不許可とするときは、名護市国際交流会館使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による手続)

第10条 国際交流会館の使用に係る手続について、電子情報処理組織(名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により手続を行うことができる場合は、当該各条項で定める様式によらず行うことができる。

- 2 第4条第3項に規定する名護市国際交流会館使用許可変更(取消)承認書(様式第4号)の交付について、電子情報処理組織を使用して許可された内容を変更する場合には、新たに使用許可書を交付して使用させることができる。
- 3 第4条第3項の規定において、電子情報処理組織を使用する方法により使用者が許可された内容の取消しをしようとするときは、利用日の5日前までに電子情報処理組

織を用いて取消しを行うことができるものとする。

第7条中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(宿泊棟の利用条件)

第5条 宿泊棟の利用は、ホール棟を利用して行われる活動で、その活動に宿泊利用が必要な場合に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その限りでない。

様式第6号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

名護市国際交流会館使用不許可通知書

年 月 日付け受理した使用許可申請については、次のとおり不許可としたので通知します。

不許可理由：

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市長を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則(令和5年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による手続)

第10条 屋部地区センターの使用に係る手続について、電子情報処理組織(名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により手続を行うことができる場合は、当該各条項で定める様式によらず行うことができる。

2 第3条第5項の規定において、電子情報処理組織を使用する方法により使用者が許可された内容の変更をしようとするときは、使用する日の5日前までに申し出るものとする。

第7条第2号中「5日以前」の次に「(名護市の休日を除く。)」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第5項中「屋部地区センターの利用者が使用の許可」を「使用者が許可を受けた使用」に改め、「3日前」の次に「(名護市の休日を除く。)」を加え、同項を第6号とする。

第2条第4項中「第2項」を「第3項」に、「許可を受けた者」を「許可を受けた者」に改め、「3日前」の次に「(名護市の休日を定める条例(平成3年条例第25号)に定める市の休日(以下「名護市の休日」という。)を除く。)」を加え、「様式第2号」を「第3項に規定する使用許可証」に改め、同項を同条第5項とする。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請をすることができる期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第3号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前々月初日から8日前

(2) 前条第2号又は第4号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前月初日から8日前

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(市内の個人等)

第2条 条例別表に定める市内の個人等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内の個人 本市に住所を有する個人

(2) 市外の個人 前号に定める市内の個人以外の個人

(3) 市内の法人又は団体 本店又は支店若しくは主たる事業所が本市に所在する法人又は団体

(4) 市外の法人又は団体 前号に定める市内の法人又は団体以外の法人又は団体
様式第1号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第2号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「冷房」を「空調設備」に、

許可条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用後は、机を拭き、各室備え付けの掃除機・ほうき等により床を掃除すること。 (2) 移動した机やイスは、必ず元どおりにすること。 (3) 利用に際して出たゴミは利用者が責任を持って持ち帰ること。 (水又お茶を除き飲食禁止) (4) 使用時間を遵守すること。 (5) 夜間は、午後9時50分までに退室すること。 (6) 納付書発行後7日以内に使用料を支払うこと。 (7) 勧誘（布教等）目的で使用しない。 (8) 売買又はこれらに類する行為をしない。
------	---

を
「

許可条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用後は、机を拭き、掃除用具室の掃除機・ほうき等により床を掃除すること。 (2) 移動した机やイスは、必ず元どおりにすること。 (3) 利用に際して出たゴミは利用者が責任を持って持ち帰ること。 (4) 飲み物以外の食事等については、所定の場所（多目的スペース・調理室）で行うこと。 (5) 酒類の持ち込み、及び飲酒は行わないこと。 (6) 敷地内での喫煙、及び所定の場所（調理室）以外で火気の使用は禁止。 (7) 放火その他これに類する行為により他人に迷惑を掛けないこと。 (8) 使用時間を遵守すること。 (9) 夜間は、午後9時50分までに退室すること。 (10) 納付書発行又は支払に関する通知後、速やかに使用料を支払うこと。
------	---

に改める。

様式第3号を次のとおり改める。

氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

屋部地区センター使用不許可通知書

年 月 日付け受理した使用許可申請については、次のとおり不許可としたので通知します。

不許可理由：

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第5号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第6号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

様式第7号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月17日から施行する。

名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

名護市長 渡辺 武豊 

名護市規則第 10 号

名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則 ~別紙

名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則

名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び利用時間）

第2条 名護市農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 休館日 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

（市内の個人等）

第3条 条例別表に定める市内の個人等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内の個人 本市に住所を有する個人

(2) 市外の個人 前号に定める市内の個人以外の個人

(3) 市内の法人又は団体 本店又は支店若しくは主たる事業所が本市に所在する法人又は団体

(4) 市外の法人又は団体 前号に定める市内の法人又は団体以外の法人又は団体

（使用許可の申請等）

第4条 条例第3条の規定により使用許可を受けようとする者は、あらかじめ改善センター使用許可等申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請をすることができる期間は、次のとおりとする。ただし、公共性のある行事等に使用するときで、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号又は第3号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前々月初日から使用しようとする日の8日前

(2) 前条第2号又は第4号に規定する者 使用しようとする日の属する月の前月初日から使用しようとする日の8日前

3 市長は、第1項の申請を許可するときは、改善センター使用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請を不許可とするときは、改善センター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可された内容を変更しようとするときは、交付を受けた使用許可証を添えて様式第1号により使用する日の3日前（名護市の休日を定める条例（平成3年条例第25号）に定める市の休日を除く。）までに再度申請を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微である場合は、既に受理した申請書を適宜修正の上、新たに第3項に規定する使用許可証を交付して使用させることができる。

6 使用者が許可を受けた使用の取りやめをしようとするときは、使用する日の3日前（名護市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。）までに改善センター使用取止届出書（様式第4号）に交付された様式第2号を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

第5条 市長は、使用の許可を取り消すときは、改善センター使用許可取消し通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(使用料の徴収猶予)

第6条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請した時間を超えて施設又は設備を使用する許可を受けた場合において、当該超過分の使用料を支払うとき。
- (2) 公共性のある行事に使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は使用料の徴収を免除できる特別の理由があるときは、次のとおりとする。ただし、使用者が入場料(会費制を含む。)を徴収する場合については、この限りでない。

- (1) 農業者団体及び名護市行政財産使用料条例施行規則(昭和55年規則第5号)別表に掲げる公共的団体等が使用する場合 全額免除
 - (2) その他市長が特に必要と認めるとき 減額又は免除
- 2 改善センターの使用料の減額又は徴収の免除を受けようとする者は、改善センター使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請の可否を決定したときは、改善センター使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の返還)

第8条 条例第8条ただし書に規定する市長が特別な理由があると認めるとき及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって使用することができなくなったとき 既納使用料の全額
 - (2) 使用する日の5日以前(名護市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。)に使用の許可の取りやめをしたとき 既納使用料の5割の額
- 2 使用料の返還を受けようとする者は、改善センター使用料返還申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を全て守らなければならない。

- (1) 施設又は設備を損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場所及び設備以外使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をしないこと。
- (6) 改善センターを管理する職員の指示に従うこと。

(電子情報処理組織による手続)

第10条 改善センターの使用に係る手続について、電子情報処理組織(名護市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年条例第3号)第3条第1項に定める電

子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により手続を行うことができる場合は、当該各条項で定める様式によらず、行うことができる。

- 2 第4条第5項の規定において、電子情報処理組織を使用する方法により使用者が許可された内容の変更をしようとするときは、使用する日の5日前（名護市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。）までに申し出るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改善センター使用許可等申請書

年 月 日

名護市長 殿

団体名

住所

氏名

電話番号

次のとおり、名護市農村環境改善センターの使用(許可・変更)を申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用予定人数	
使用室名	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 土壌分析室 <input type="checkbox"/> 農事研究室
冷房	<input type="checkbox"/> 使用する 1回につき 時間 計 時間 <input type="checkbox"/> 使用しない
使用する付属設備	<input type="checkbox"/> 音響設備(ホール) <input type="checkbox"/> その他()
使用責任者	住所 氏名 連絡先
備考	

改善センター使用許可証

名 第 号
年 月 日

住所
氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

年 月 日付け受理した使用（許可・変更）申請については、次のとおり許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
使用予定人数	
使用室名	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 土壌分析室 <input type="checkbox"/> 農事研究室
冷房	<input type="checkbox"/> 使用する 1回につき 時間 計 時間 <input type="checkbox"/> 使用しない
使用する付属設備	<input type="checkbox"/> 音響設備（ホール） <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用料等	施設使用料 円 空調設備使用料 円 合計 円
許可条件	(1) 使用後は、机を拭き、掃除用具室の掃除機・ほうき等により床を掃除すること。 (2) 移動した机やイスは、必ず元どおりにすること。 (3) 利用に際して出たゴミは利用者が責任を持って持ち帰ること。 (4) 飲み物以外の食事等については、所定の場所（多目的スペース・調理室）で行うこと。 (5) 酒類の持ち込み、および飲酒は行わないこと。 (6) 敷地内での喫煙、および所定の場所（調理室）以外で火気の使用は禁止。 (7) 放歌その他これに類いする行為により他人に迷惑を掛けないこと。 (8) 使用時間を遵守すること。 (9) 夜間は、午後9時50分までに退室すること。 (10) 納付書発行後、速やかに使用料を支払うこと。

名 第 号
年 月 日

氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

改善センター使用不許可通知書

年 月 日付け受理した使用許可申請については、次のとおり不許可としたので通知します。

不許可理由：

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改善センター使用取止届出書

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名又は団体名
代表者（団体）
連絡先

年 月 日付け名 第 号により許可された改善センター（ホール・小会議室・会議室・土壌分析室・農事研究室）の使用を取りやめますので届出ます。

名 第 号
年 月 日

氏名又は団体名
代表者(団体) 殿

名護市長 印

改善センター使用許可取消し通知書

年 月 日付け名 第 号による使用許可を次のとおり、取り消したので
通知します。

- 1 使用場所：
- 2 使用期間： 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 3 取消理由：

改善センター使用料減免申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所

氏名又は団体名

代表者（団体）

電話番号

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用許可 年 月 日	
使用目的	
使用室名	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 土壌分析室 <input type="checkbox"/> 農事研究室
使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
申請理由	
減免期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
区分	<input type="checkbox"/> 全額徴収免除 <input type="checkbox"/> 割減額

※処理欄（この欄以下は、記入しないこと。）

使用料を（免除・ 割減額）してもよろしいでしょうか。

受付印	支所長	係長	係員	公印承認欄 （名護市長印 久志支所用

住所
氏名又は団体名
代表者（団体） 殿

名護市長

改善センター使用料減免決定通知書

年 月 日付けで受理した使用料減免申請は、次のとおり決定したので通知します。

使用許可 年 月 日	年 月 日 名 第 号
使用目的	
使用室名	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 土壌分析室 <input type="checkbox"/> 農事研究室
使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
申請理由	
減免期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
区 分	<input type="checkbox"/> 全額徴収免除 <input type="checkbox"/> 割減額

改善センター使用料返還申請書

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名又は団体名
代表者(団体)

次のとおり使用料の返還を申請します。

許可年月日				
使用室名	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 土壌分析室 <input type="checkbox"/> 農事研究室			
返還理由				
※処理欄(この欄以下は、記入しないこと。)				
使 用 料	返 還 割 合		返 還 額	
決 裁	支所長	係長	係員	備 考

名護市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 11 号

名護市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則
～別紙

名護市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例施行規則の一部を改正する規則
名護市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例施行規則（平成31年規則第6号）の一
部を改正する規則を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）高齢者ワクチン接種助成事業

第2条に次の1号を加える。

（5）名護市先進医療不妊治療費助成事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市介護保険条例施行規則（平成12年規則第18号）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

名護市長 渡具知 武



名護市規則第 12 号

名護市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

名護市介護保険条例施行規則(平成12年規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第12条関係)

介護保険要介護・要支援認定申請書
(新規・更新・区分変更・転入)

名護市長様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	介護保険 支 保 険 者 番 号	00				個人番号				
	医療 保 険	保険者名				保険者番号				
		被保険者証	記号			番号			枝番	
	フリガナ					性別	男・女			
	氏名					生年月日	明・大・昭 年 月 日			
	住所		〒							
			電話番号							
	前回の要介護認定の結果等		要介護状態区分 1 2 3 4 5				要支援状態区分 1 2			
			有効期限 年 月 日から				年 月 日まで			
	※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入		転出元自治体(市町村)名							
		現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。該当に○をしてください。(既に認定結果通知を受け取っている場合は、「いいえ」を選択) はい → 申請日 年 月 日 いいえ								
申請の理由										
過去6月間の介護保険施設、医療機関等への入院、入所の有無		介護保険施設の名称・所在地				期間				
						年 月 日～年 月 日				
		医療機関等の名称・所在地				期間				
						年 月 日～年 月 日				

申請者	氏名					被保険者との関係				
	住所	〒								
		電話番号								
提出代行者		該当に○(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、その他) 電話番号 (担当者:)								

主治医 意見書 郵送・手渡し	医療機関名					主治医の氏名				
	所在地	〒								
		電話番号								

第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、名護市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、名護市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）こと及び更新申請について、有効期間内に要介護認定を行えるのであれば申請日から30日を超えた場合に名護市からの延期通知を省略することに同意します。

本人氏名

代筆者氏名

本人と
の関係

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市規則第13号

名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
～別紙

名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

名護市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

<p>(18) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）</p>	<p>一の年度において別表第6に定める期間</p>
<p>(19) その他市長が特に必要であると認めた場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>

」

を

「

<p>(18) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）</p>	<p>一の年度において別表第6に定める期間</p>
<p>(19) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に</p>

	<p>係属している場合に限る。) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「小学校3年生修了時までの子」という。）（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないこと</p>	<p>一の年度において5日（その養育する小学校3年生修了時までの子が2人以上の場合にあっては、10日とし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあってはその者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

が相当であると認められる場合	
(21) 要介護者（休暇条例第8条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日とし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあってはその者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
(22) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(23) その他市長が特に必要であると認めた場合	その都度必要と認める期間

に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第14条関係）

事由	期間
(1) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

<p>(2) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(3) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(4) その他市長が特に必要であると認めた場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 14 号

名護市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

名護市火災予防条例施行規則（昭和57年規則第2号）の一部を次のように改正する。
様式第2号及び様式第3号中

「
氏名 印
」

を

「
氏名
」

に改める。

様式第4号中

「
炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書
ヒートポンプ冷暖房機
火花生ずる設備・放電加工機
」

を

「
炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備 設置届出書
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花生ずる設備・放電加工機
」

に、

「
氏名 印
」

を

「
氏名
」

に改める。

第5号から第7号中

「
氏名 印
」

を

「

氏名

」

に改める。

様式第8号中

「

火災と紛らわしい煙又は火災

届出書

を発する恐れのある行為の

」

を

「

火災と紛らわしい煙又は火災

届出書

を発する恐れのある行為の

」

に、

「

氏名

印

」

を

「

氏名

」

に改める。

第9号から第13号中

「

氏名

印

」

を

「

氏名

」

に改める。

第14号中

「

代表者氏名

印

を
「
代表者氏名
」

に改める。

第 15 条から第 17 号中

「
氏名 印
」

を
「
氏名
」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名護市長 渡具知 武



名護市規則第 15 号

名護市行政組織規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市行政組織規則の一部を改正する規則

名護市行政組織規則（平成29年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

政策推進係 連携推進係

を

政策推進係 連携推進係 複合庁舎係

に改める。

別表第2中

		連携推進係	1 地域振興に関する事。
地域経済部	商工・企業誘致課	商工係	1 商工業の振興及び奨励に関する事。 2 商工金融に関する事。 3 消費者保護及び物価に関する事。 4 労政及び雇用促進に関する事。 5 計量器に関する事。 6 物産及び地場産業の保護育成、販路拡大に関する事。 7 名護市市場及び名護市産業支援センターの管理運営に関する事。 8 流通機構の整備に関する事。 9 その他商工に関する事。 10 総括課の事務に関する事。 11 課内の一般庶務及び課内他係の所管に属さない事項に関する事。

を

		連携推進係	1 地域振興に関する事。
		複合庁舎係	1 複合庁舎の整備に関する事。
地域経済部	商工・企業誘致課	商工係	1 商工業の振興及び奨励に関する事。 2 商工金融に関する事。 3 消費者保護及び物価に関する事。 4 労政及び雇用促進に関する事。 5 計量器に関する事。

			<p>6 物産及び地場産業の保護育成、販路拡大に関すること。</p> <p>7 名護市市場及び名護市産業支援センターの管理運営に関すること。</p> <p>8 流通機構の整備に関すること。</p> <p>9 その他商工に関すること。</p> <p>10 総括課の事務に関すること。</p> <p>11 課内の一般庶務及び課内他係の所管に属さない事項に関すること。</p>
--	--	--	---

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 (日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 (8 号

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名護市情報通信・金融特区施設設置条例施行規則（平成17年規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名護市経済金融・情報通信特区施設の設置及び管理に関する条例施行規則

名護市情報通信・金融特区施設設置条例施行規則中「情報通信・金融」を「経済金融・情報通信」に改める。

第2条中「情報通信産業等」を「経済金融・情報通信産業」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、みらい4号館の託児室についてはこの限りでない。

第2条に次の1項を加える。

- 2 みらい3号館のフリースペース及び会議室を使用することができる対象者は、前項に規定する対象者のうち、第5条の使用の許可を受けた者（以下「入居使用者」という。）とする。

第3条の見出し中「選定」を「許可」に改め、同条中「前条の対象者が申請をした場合（6月を超えて特区施設を使用しようとする場合に限り。）における選定」を「条例第3条に規定する使用許可に係る」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特区施設（名護市マルチメディア館を除く。）を使用しようとする者の使用期間が6か月以内である場合又はみらい4号館の託児室を使用しようとする場合は、当該基準を適用せず許可を出すことができるものとする。

第4条第2項中「パソコン教室及びエントランスホールに設置されているパソコンの個人による使用（以下「個人パソコン使用」という。）又は」を「入居使用者への訪問又は特区施設の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入居使用者が特区施設を時間単位又は日単位で使用しようとするときの許可の申請は、市長が別で定める。

第5条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前条第2項の申請を許可するときは、使用の許可を受けた者である旨の名札（様式第4号）を貸与するものとする。
- 3 前条第3項の申請を許可するときは、市長が別で定める方法によるものとする。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項及び第3項の規定による場合は、市長が別で定める方法により申請者に通知するものとする。

第8条第2項中「月単位又は年単位の使用者」を「入居使用者」に、「ものし」を「ものとし」に、「のみとする」を「のみとすることができる」に改める。

第10条第1項中「時間単位又は日単位の」を削り、同項第1号中「講習に」を「講習又はイベント等に時間単位又は日単位で」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第5条第2項の減免又は前項」に改め、同項のただし書を削り、

同条に次の1項を加える。

4 指定管理者又は入居使用者が特区施設を時間単位又は日単位で使用するとき（外部の者を招待して使用する場合であって、かつ、料金等を徴収するときを除く。）は、使用料を免除する。この場合において、前2項の規定は適用しない。

第10条の2を削る。

第12条第1項中「月単位又は年単位の」を「入居」に改め、同項第1号中「情報通信産業等」を「経済金融・情報通信産業」に、「とき」を「とき（みらい4号館の託児室を除く。）」に改め、同条第2項及び第3項中「使用者」を「入居使用者」に改める。

第14条中「第10条」を「第9条」に、「、様式第9号（ただし、第10条の2の規定による場合を除く。）」を「及び様式第13号」に、「替える」を「代える」に改める。

様式第1号中「超える場合」の次に「又は名護市マルチメディア館の場合」を加え、「申請を受けよう」を「申請をしよう」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 19 号

名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則 ～別紙

名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、名護市サンセットオフィス交流施設の設置及び管理に関する条例（令和7年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第3条に規定する許可の申請は、名護市サンセットオフィス交流施設使用許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1時間単位若しくは1日単位の使用（屋外の使用を除く。）又は備品の許可の申請は、市長が別に定める方法により申請することができる。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請を許可するときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用許可証（様式第2号。以下「使用許可証」という。）を許可の申請をした者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。ただし、同条第2項の場合においては、市長が別で定める方法をもって許可に代えるものとする。

(使用の不許可)

第4条 市長は、第2条の申請を許可しないときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、同条第2項の場合は、市長が別で定める方法により通知することができる。

(使用の許可の変更)

第5条 第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用変更許可申請書（様式第4号）に使用許可証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条ただし書の場合においては、市長が別で定める方法により申請することができる。

2 市長は、前項の申請を許可するときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用変更許可証（様式第5号）を使用者に交付するものとする。ただし、前項ただし書の場合においては、市長が別で定める方法をもって変更の許可に代えるものとする。

3 市長は、第1項の申請を許可しないときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用変更不許可通知書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。ただし、第1項ただし書の場合においては、市長が別で定める方法により通知することができる。

(使用の期間)

第6条 月単位で施設の使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、3年以内とする。

2 月単位の使用者が使用期間を更新しようとするときは、使用期間の満了の日の1月前

までに市長に申請しなければならない。この場合において、第2条及び第3条の規定を準用するものし、申請に必要な添付書類は、当初に提出した添付書類に変更があったもののみとすることができる。

(使用の許可の取りやめ)

第7条 使用期間が1月を超える使用者が使用の許可の取りやめをしようとするときは、当該取りやめをする日の1月前までに名護市サンセットオフィス交流施設使用取止届出書(様式第7号)に使用許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第5条に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、備品の使用及び月単位の使用(コワーキングスペースの使用を除く。)に係る使用料については、第1号から第4号までの規定は適用しない。

(1) 小学生以下の者が個人で使用するとき 免除

(2) 本市に住所を有しない者(本市に通勤し、又は通学する者を除く。)であって、中学生、高校生、高等専門学校生、大学生、大学院生又は専修学校生が個人で使用するとき 半額

(3) 本市に所在する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。)が団体で使用するとき 免除

(4) 本市以外の地域に所在する学校が団体で使用するとき 半額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める額

2 条例第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、名護市サンセットオフィス交流施設使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、学生証その他の身分を証明する書類の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査結果を名護市サンセットオフィス交流施設使用料減免決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(休館日及び利用時間)

第9条 条例第6条の規定による名護市サンセットオフィス交流施設(以下「サンセットオフィス」という。)の休館日は、毎月第2日曜日及び第4日曜日とする。ただし、フレキシブルオフィスを月単位で使用する使用者については、休館日であっても当該使用の許可を受けたフレキシブルオフィスを使用することができるものとする。

2 サンセットオフィスの利用時間は、午前9時から午後9時までの間とする。ただし、フレキシブルオフィスを1日を超えて使用する使用者のフレキシブルオフィスの利用時

間は、24時間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が施設の管理上特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは休館し、又は利用時間を変更することができる。

(使用料の返還)

第10条 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用料返還申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請につき、使用者の責めに帰することができない理由によると認められた場合に限り、名護市サンセットオフィス交流施設使用料返還決定通知書(様式第11号)により通知し、還付するものとする。この場合において、還付する金額は、その都度決定する。

(使用の許可の取消し)

第11条 市長は、月単位の使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料の納付を怠ったとき
- (2) その他市長が不相当と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により使用の許可の取消しをしたときは、名護市サンセットオフィス交流施設使用取消通知書(様式第12号)により使用者に通知するものとする。

- 3 使用者は、前項の通知を行った日の翌日から起算して1月以内に退去しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (2) 施設の清潔な環境の保持に努めること。
- (3) ごみその他廃棄物を施設内に持ち込みし、又は施設内で焼却しないこと。
- (4) 特に許された場所を除くほか、喫煙し、又は石油ストーブその他の火気を取り扱わないこと。
- (5) その他関係職員又は管理人の指示に従うこと。

(補則)

第13条 条例第7条の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第2条から第7条まで及び第9条並びに第11条の規定中「市長」とあるものは、「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、様式各号は、指定管理者の様式をもってこれに代えることができる。

第14条 この規則に定めるもののほか、サンセットオフィス交流施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用許可申請書

年 月 日

名 護 市 長 殿

申請者 住 所
商 号 印
代表者氏名

名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり(新規・更新)申請します。

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム (1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム (1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)		
※1 使用目的			
使用期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
※1※2 予定人数	<input type="checkbox"/> 使用予定人数	人	※3 社員駐車台数
	<input type="checkbox"/> 雇用予定人数		台
※3 添付書類	(月単位での利用の場合) ① 事業内容がわかる資料 ② 登記事項証明書 ③ 会社概要 ④ その他参考資料		
備 考			

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の使用許可申請の場合は記入不要とする。

※2 ミーティングルーム及びマルチルームの使用許可申請の場合は使用予定人数を、フレキシブルオフィスの使用許可申請の場合は雇用予定人数を記入すること。

※3 フレキシブルオフィスの使用許可申請の場合は記入又は添付すること。

様式第2号(第3条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用許可証

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり許可します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス() (面積: m ²)
※1 使用目的	
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用料	
※2 駐車場	台分とする。
許可条件	
備考	

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の使用許可の場合は記入不要とする。

※2 フレキシブルオフィスの使用許可の場合は記入すること。

様式第3号(第4条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設不許可通知書

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり不許可となりましたので通知します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム (1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム (1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
※1 使用目的	
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用不許可の理由等	
備考	

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の使用許可申請の場合は記入不要とする。

様式第4号(第5条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用変更許可申請書

年 月 日

名 護 市 長 殿

申請者 住 所
商 号 印
代表者氏名

名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり変更許可を申請します。

	既許可内容	変更内容
使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
※1 使用目的		
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
※2 駐車場	台分	台分
その他		
申請理由		
備考	添付書類 名護市サンセットオフィス交流施設使用許可証の写し	

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の変更申請の場合は記入不要とする。

※2 フレキシブルオフィスの変更申請の場合は記入すること。

様式第5号(第5条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用変更許可証

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり変更を許可します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

	既許可内容	変更内容
使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
※1 使用目的		
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
※2 駐車場	台分	台分
その他		
許可条件		

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の変更許可の場合は記入不要とする。

※2 フレキシブルオフィスの変更許可の場合は記入すること。

様式第6号(第5条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用変更不許可通知書

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり不許可となりましたので通知します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

	既許可内容	変更内容
使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
※1 使用目的		
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用不許可の理由等		
備考		

※1 コワーキングスペース及び管理事務室の変更許可申請の場合は記入不要とする。

様式第7号(第7条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用取止届出書

年 月 日

名 護 市 長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名

印

名護市サンセットオフィス交流施設の使用について、次のとおり取りやめを届け出ます。
なお、この取りやめにより市に損害が生じたときは、その全額を賠償します。

1 取りやめる使用許可

年 月 日付け 第 号の使用許可

2 退去予定 (コワーキングスペースの場合は記入不要)

年 月 日をもって退去します。

3 添付書類 使用許可証

様式第8号(第8条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用料減免申請書

年 月 日

名 護 市 長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名

印

名護市サンセットオフィス交流施設の使用料について、次のとおり減免を申請します。

使 用 場 所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム (1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム (1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
減 免 の 理 由	
減 免 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備 考	添付書類：減免理由の関係書類

様式第9号(第8条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用料減免決定通知書

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用料減免について、次のとおり決定したので通知します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

使 用 場 所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス() (面積: m ²)
減 免 結 果	減免する 減免しない
減免結果の理由	
減 免 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
減 免 決 定 額	円 (減免後の使用料 円)
備 考	

様式第10号(第10条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用料返還申請書

年 月 日

名 護 市 長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名

印

名護市サンセットオフィス交流施設の使用料について、次のとおり返還を申請します。

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム (1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム (1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
使用許可期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用できないこととなった期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
返還申請の理由	
返還に係る既納使用料	年 月～ 年 月分 合計 円
備考	添付書類：使用料領収書の写し

様式第11号(第10条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用料返還決定通知書

殿

年 月 日に申請のあった名護市サンセットオフィス交流施設の使用料返還について、次のとおり決定したので通知します。

第 号
年 月 日

名護市長 印

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム(1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム(1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス() (面積: m ²)
使用許可期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用できないこととなった期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
返還結果	返還する 返還しない
返還結果の理由	
返還決定額	円
備考	

様式第12号(第11条関係)

名護市サンセットオフィス交流施設使用取消通知書

殿

第 号
年 月 日

名護市長 印

次のとおり名護市サンセットオフィス交流施設の使用の許可を取り消すので、当該施設からの退去を通知します。

使用場所	<input type="checkbox"/> コワーキングスペース <input type="checkbox"/> ミーティングルーム (1・2・3) <input type="checkbox"/> マルチルーム (1・2) <input type="checkbox"/> 管理事務室 <input type="checkbox"/> フレキシブルオフィス () (面積: m ²)
取消しの理由	

名護市企業版ふるさと納税基金条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 / 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 20 号

名護市企業版ふるさと納税基金条例施行規則 ～別紙

名護市企業版ふるさと納税基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名護市企業版ふるさと納税基金条例（令和8年条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、名護市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- (2) 寄附対象事業 名護市まち・ひと・しごと創生推進計画（以下「計画」という。）に記載されている名護市まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として、寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(基金の処分)

第3条 条例第6条の規定により基金を処分して充てることができる経費は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 支え合いのあるまちをつくる事業
- (2) 育みと学びのあるまちをつくる事業
- (3) 楽しみのあるまちをつくる事業
- (4) 活力のあるまちをつくる事業
- (5) 暮らしやすいまちをつくる事業
- (6) 安全・安心なまちをつくる事業

(寄附の申出)

第4条 寄附対象法人は、寄附の申出を行おうとするときは、名護市企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(寄附金の受領等)

第5条 市長は、前条の規定により寄附の申出を受けたときは、寄附対象事業の事業費の確定前にあっては計画に記載された寄附の金額の目安の範囲内で、寄附対象事業の事業費の確定後にあっては当該事業費の範囲内で寄附金を受領するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録するものとする。

(寄附金の受領証明等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により寄附対象法人から寄附金を受領したときは、当該寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領したときは、当該事業費が確定した後に、寄附を行った寄附対象法人に対して事業費確定報告書（様式第3号）により報告するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第7条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、名護市企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）を作成するものとする。

（公表）

第8条 市長は、寄附を行った寄附対象法人の名称、寄附金の額及び当該寄附金を充当した寄附対象事業について、市のホームページへの掲載又はその他適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人の了承が得られないときは、この限りでない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市訓令第4号

名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程の一部を改正する規程 ～別紙

名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程の一部を改正する規程

名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程（令和2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校教育専門指導員の業務に従事する者	相当な知識又は経験を必要とする定型的又は補助的な業務	1級 25	1級 37
	相当な知識、経験又は資格等を必要とする業務	2級 1	2級 21
幼児教育専門指導員の業務に従事する者	相当な知識又は経験を必要とする定型的又は補助的な業務	1級 25	1級 37
	相当な知識、経験又は資格等を必要とする業務	2級 1	2級 21

」

を

「

学校教育等専門指導員の業務に従事する者	相当な知識又は経験を必要とする定型的又は補助的な業務	1級 25	1級 37
	相当な知識、経験又は資格等を必要とする業務	2級 1	2級 21
	専門性の高い業務かつ知識及び経験、資格等を要する業務	3級 1	3級 17
外国人児童生徒等教育支援コーディネーター	専門性の高い業務かつ知識及び経験、資格等を要する業務	3級 1	3級 17
幼児教育専門指導員の業務に従事する者	相当な知識又は経験を必要とする定型的又は補助的な業務	1級 25	1級 37
	相当な知識、経験又は資格等を必要とする業務	2級 1	2級 21

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年3月11日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税目	納税義務者
12114	配当計算書（謄本）	国民健康保険税	玉城 道保

名護市告示第 38 号

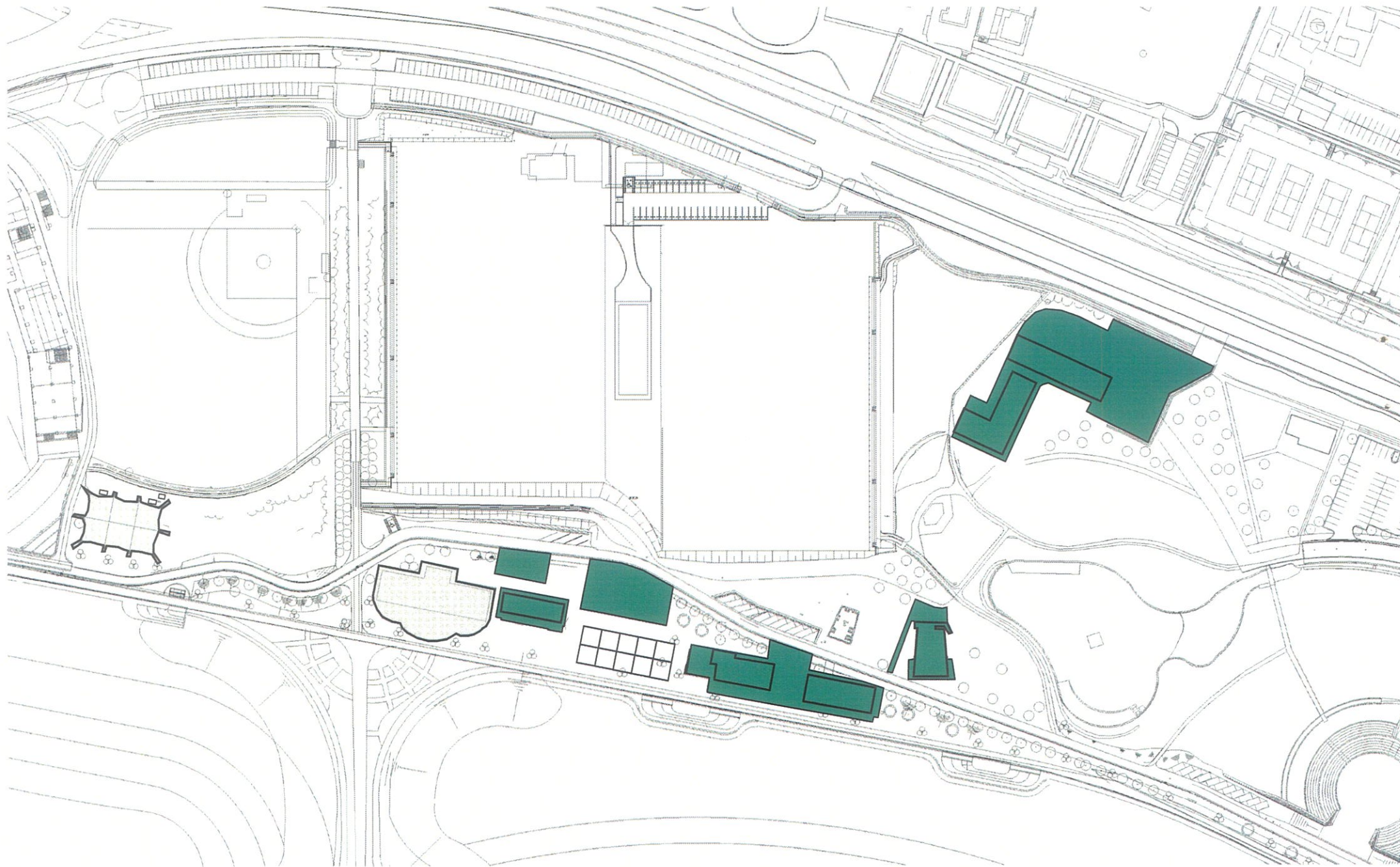
21 世紀の森公園において、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 6 第 1 項の規定に基づき、認定計画提出者より認定公募設置等計画の変更の申請がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき、認定公募設置等計画の変更を認定し、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 認定計画提出者：YAMBARU GATEWAY PARK
【代表企業】株式会社ゆがふホールディングス
【構成員】株式会社 興設計
株式会社 屋部土建
株式会社ゆがふファシリテイ
- 2 公募設置等計画の認定日：令和 6 年 10 月 31 日
- 3 認定公募設置等計画の変更を認定した日：令和 8 年 3 月 13 日
- 4 認定の有効期間：公募対象公園施設工事着手日（令和 7 年 8 月 15 日）から 20 年間
- 5 指定した公募対象公園施設の場所：別紙のとおり
- 6 変更の内容：別紙のとおり
- 7 認定公募設置等計画の概要：別紙のとおり



21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更について

令和8年3月13日付けで変更の認定をした、21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更内容は下記のとおりです。

1 主な変更内容

(1) 公募対象公園施設の面積の変更

工事の進捗及び設計の変更に伴い、公募対象公園施設の面積を変更しました。

対象施設	変更前	変更後
海の棟3	377.08 m ²	388.25 m ²
コンセプトテラス	1,527.13 m ²	1,107.78 m ²
駐車場	72台 (1,316.57 m ²)	72台 (1,500.18 m ²)

(2) 収支計画の変更

公募対象公園施設の面積の変更に伴い、収支計画を変更しました。

(3) 事業スケジュールの変更

公募対象公園施設の整備完了予定時期を、令和8年7月から令和8年11月に変更しました。

2 今後について

ビーチハウス等の特定公園施設は、令和8年3月末の供用開始を予定しています。飲食施設等の公募対象公園施設は、令和8年4月以降の順次供用開始を予定しています。

※ 工事の進捗や、協議の状況に応じて、変更が生じる可能性があります。

問い合わせ先
企画部政策推進課政策推進係
0980-53-1212 (内線 396)

認定計画提出者：YAMBARU GATEWAY PARK（代表企業 ㈱ゆがふホールディングス）

実施方針

世界に誇れる、名護の拠点となる公園を創り、責任をもって持続的に運営し、新たな魅力と受け継がれた誇りを未来へ継承します。

- ①公園内の魅力的な店舗やコンテンツが相互に繋がり、一日中楽しく快適に過ごせる公園
- ②高いポテンシャルを有する同公園を全国に発信、市内外の観光地への周遊促進拠点を形成
- ③滞在性・利便性・回遊性を向上させる、周辺環境と調和した3つのゾーニング計画



■ 公募対象公園施設

棟	公募施設種別	構造・階数	面積
1	海の棟1 便益施設(マリン/アウトドアサービス・飲食)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	297.81㎡
2	海の棟2 便益施設(ブランドカフェ)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	318.52㎡
3	海の棟3 便益施設(レストラン)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	388.25㎡
4	丘の棟 便益施設(イベント)	鉄筋コンクリート造・地上2階建	278.20㎡
5	森の棟 便益施設(テイクアウトカフェ・物販)	鉄骨造・地上1階建	1,032.13㎡
6	コンセプトテラス 便益施設	—	1,107.78㎡
7	駐車場 便益施設	—	72台



■ 特定公園施設

施設名称	公募施設種別	改修面積	主な改修
ビーチハウス改修	管理施設	309.57㎡	衛生設備更新
イベントドーム改修	休養施設	—	手洗い新設
BBQ広場	休養施設	10区画	区画新設

名護市告示第39号

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月17日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 縦覧場所 名護市港一丁目1番1号
名護市役所市民部税務課
- 2 縦覧期間 令和8年4月1日（水）から6月1日（月）まで（土日・祝日を除く）
9時から17時まで（12時から13時を除く）

名護市告示第 40 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月17日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月17日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第8号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 41 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月17日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月17日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 42 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月17日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月17日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 43 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項本文に規定する第一号事業の指定事業者の指定について、同法第 115 条の 45 の 5 の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 18 日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	株式会社からだ工房
主たる事務所の所在地	沖縄県名護市字為又 856 番地 10
代表者の氏名及び職名	代表取締役 吉澤 圭祐
事業所の名称	機脳訓練型デイサービス ここてらす名護為又
事業所の所在地	沖縄県名護市字為又 856 番地 10
介護保険事業所番号	4770901231
指定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
指定の有効期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 14 年 3 月 31 日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業 (旧介護予防通所介護相当サービス)

名護市告示第44号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月19日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ~別紙

名護市告示第 45 号

名護市景観審査会運営要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市景観審査会運営要綱 ～別紙

名護市景観審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市景観まちづくり条例（平成25年条例第10号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき設置する名護市景観審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員8人以内で組織し、市民や有識者及び関係団体の職員のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長をそれぞれ1人置くものとし、会長及び副会長は、会員の互選によって定める。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第51号）に準じて支給する。

(会議の非公開)

第8条 会議は、非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、建設部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、審査会で協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第46号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月23日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ～別紙

名護市告示 第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十九条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

名護市長 渡具知 武豊



一 都市計画の種類／

名護都市計画下水道 名護市特定環境保全公共下水道

二 都市計画を定める土地の区域／

追加する部分 名護都市計画区域のうち別図に定める区域とする。
（別図は省略し、三の縦覧場所において縦覧に供する。）

三 縦覧場所／

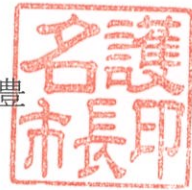
名護市 建設部 都市計画課

名護市告示第48号

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱
 名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱（令和7年6月20日告示第121号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日時点で市内保育施設等に勤務しており、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）において、保育士等としての勤務年数が次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、その限りではない。</u></p> <p>(1)～(3) 略 (4) 定期（11年目受給 <u>又は定期</u>受給から通算3年毎）</p> <p>2 略 3 略</p> <p>第4条 略 (助成金額)</p> <p>第5条 助成金の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 勤務形態は、<u>第3条第1項各号に属する年度</u>の基準日時点において、<u>第2条第6号又は第7号</u>に該当するものとする。ただし、基準日時点において、勤務していない者については、勤務を開始した日における勤務形態とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日時点で市内保育施設等に勤務しており、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）において、保育士等としての勤務年数が次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 定期（11年目受給から通算3年毎）</p> <p>2 略 3 略</p> <p>第4条 略 (助成金額)</p> <p>第5条 助成金の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 勤務形態は、<u>毎年度</u>の基準日時点に該当するものとする。ただし、基準日時点において、勤務していない者については、<u>当該年度中の</u>勤務を開始した日における勤務形態とする。</p> <p>以下 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第 49 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月2日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市一般会計当初予算

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 50 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月2日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市国民健康保険特別会計当初予算

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 51 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月2日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市後期高齢者医療特別会計当初予算

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 52 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年3月2日招集の第222回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市介護保険特別会計当初予算

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 53 号

公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、後期高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	年度	期別	納付義務者
02846624	督促状	後期高齢者医療保険料	R7	4期	末吉 業幸
02883585	督促状	後期高齢者医療保険料	R7	6~8期	柳瀬 康雄

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第54号

名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業費補助金交付要綱

名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知。以下「国補助金交付等要綱」という。）に基づき、コンソーシアム（以下「取組主体」という。）が行う事業について、予算の範囲内において、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金（以下「補助金」という。）を取組主体に交付するものとし、その交付に関しては、国補助金交付等要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助率等については、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第3条 取組主体が補助金の交付を受けようとするときは、毎年度市長が定める日までに名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 取組主体は、前項の申請書を提出するに当たっては、国補助金交付等要綱別記1の第4の1及び2に基づき、取組実施計画の妥当性協議結果及び沖縄県知事による承認通知を併せて提出しなければならない。

3 取組主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を市長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金変更等承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助金額を変更しようとするとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第7条 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金予定期間延長承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認及び指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、当該年度の1月20日までに市長に提出しなければならない。ただし、名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金概算払請求書（様式第5号）を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、市長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合には、名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第6条第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、市の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに名護市沖繩本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金年度終了実績報告書（様式第7号）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を沖縄県新基本計画実装・農業構造転

換支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市の返還命令を受けて、これを返還しなければならないものとし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条第1項に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（精算払）

第14条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金精算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第15条 市長は、第6条第1項第4号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項

の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第2項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、国規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を市に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び次条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業実施状況等の報告)

第19条 補助事業者が行う事業実施状況及び補助事業の評価の報告については、国補助金交付等要綱別記1により行うものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条及び第7条関係）

区分	取組主体	経費	補助率	重要な変更
				事業の内容の変更
名護市 沖繩本島 新分蜜糖製糖工場整備事業	取組主体は、コンソーシアム（国補助金交付等要綱別記1に定めるものをいう。）とする。	事業費 共同利用施設の再編集約・集合理化に要する経費 農産物処理加工施設	定額（沖繩本島分密糖製糖工場整備にかかるとる市町村負担額への同意について（令和8年1月14日付け。名園畜第288002号。）において、市長が同意した額）	1 補助事業者の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 経費の欄に掲げる事業費又は国庫補助金の30%を超える減

様式第1号（第3条関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱交付要綱第5条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業 に 要する経 費 (A)	負 担 区 分				備 考
			国庫補助 金 (B)	県 (C)	名護市 (D)	その他 (E)	
共同利用施設 の再編集約・ 合理化 (再編集約・ 合理化の更なる 加速化)		円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益

法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の
特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 国補助金交付等要綱別記1の第4の2の(1)の規定による妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。
- 3 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第2号（第6条関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

様式第3号（第8条関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金予定期間延長承認申請書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき予定期間延長承認を申請する。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. 承認を受けようとする延長期間
6. その他

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 記の4は、遅延の場合にのみ記載し、遂行が困難となった場合は空欄とする。

様式第4号（第9条関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付等要綱第11条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
共同利用施設 の再編集約・ 合理化 (再編集約・ 合理化の更なる 加速化)	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済

の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(1)

区分	総事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
共同利用施設の再編集約・合理化 (再編集約・合理化の更なる加速化)	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 下線部については、第11条第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第6号（第11条第1項関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、その実績を報告する。また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

区 分	補助率	補助事業に 要した経費 (A)	負 担 区 分				備 考
			国庫補助金 (B)	県 (C)	名護市 (D)	その他 (E)	
共同利用施設の 再編集約・合理化 (再編集約・合 理化の更なる加 速化)		円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 下線部は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 2 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 4 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様で

あった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。

- 7 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 8 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 9 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

様式第7号（第11条第2項関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付等要綱第13条第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支 払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
共同利用 施設の再 編集約・合 理化 (再編集 約・合理化 の更なる 加速化)	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

様式第8号（第11条第4項関係）

〇〇年度 名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

名護市長 殿

所在地

団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、名護市沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
金 円
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第10号 (第18条関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名		地	事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名										
共同 利用 施設 名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業主 体	工種構 造 施設区 分	施工箇所 又は 設置場所	事業 量	着 工 年月 日	竣 工 年月 日	総事業 費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月 日		処分 の 内 容
									国庫 補助 金	県費	市町 村費	その 他					
								円	円	円	円						
								共同 利用 施設 の再 編集 約・合 理化 円 (再	共同 利用 施設 の再 編集 約・合 理化 円 (再 編集 約・	共同 利用 施設 の再 編集 約・合 理化 円 (再 編集 約・	円						

									編集 約・合 理化の 更なる 加速 化) 円	合理 化の 更なる 加速 化) 円	合理 化の 更なる 加速 化) 円							
	計																	
	計 合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 5 再編集約・合理化の更なる加速化の取組を行う場合には、各財産の負担区分について、本対策におけるメニューごとの内訳を記載すること。

名護市告示第55号

名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 別紙

名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年告示第55号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>第1条～第2条 略 （事業の内容等）</p> <p>第3条 市長は、支援員を対象世帯の居宅に派遣し、対象家庭の状況に合わせて前条各号に規定する支援を包括的に実施するものとする。ただし、病児及び病後児の世話又は感染症患者のいる居宅における支援は行わない。</p> <p>2 支援は、保護者の在宅時に行うものとする。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、事前に保護者の同意を得た上で保護者の不在時に支援を行うことができる。<u>この場合において、市長が特に必要と認める場合は、2人の支援員が同時に支援することを認める。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （支援員の登録）</p> <p>第7条 支援員の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、名護市子育て世帯訪問支援員登録申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者又は子育て経験者かつ事業の目的及び支援の方法について、市長が必要と認める研修を<u>受けた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p>	<p>第1条 略 （事業の内容等）</p> <p>第3条 市長は、支援員を対象世帯の居宅に派遣し、対象家庭の状況に合わせて前条各号に規定する支援を包括的に実施するものとする。ただし、病児及び病後児の世話又は感染症患者のいる居宅における支援は行わない。</p> <p>2 支援は、保護者の在宅時に行うものとする。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、事前に保護者の同意を得た上で保護者の不在時に支援を行うことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>第4条～第6条 略 （支援員の登録）</p> <p>第7条 支援員の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、名護市子育て世帯訪問支援員登録申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者又は子育て経験者かつ事業の目的及び支援の方法について、市長が必要と認める研修を<u>受ける者とする。</u></p> <p>新規</p>

(2) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

3～4 略

第8条～第14条 略

別表（第12条関係）

1 費用等

項目		費用	利用者負担額		
			生活保護世帯及び市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
基本料	支援時間	1時間まで	2,500円/回	無料	500円/回
		1時間を超え1時間30分まで	3,000円/回		700円/回
		1時間30分を超え2時間まで	4,000円/回		1,000円/回
	キャンセル料	1,000円/回		100円	
加算	初回加算	4,000円/回			
	事務管理費	5,000円/月			

新規

新規

3～4 略

第8条～第14条 略

別表1（第12条関係）

1 費用等

項目		費用	利用者負担額		
			生活保護世帯及び市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
基本料	支援時間	1時間まで	2,500円/回	無料	500円/回
		1時間を超え1時間30分まで	3,000円/回		700円/回
		1時間30分を超え2時間まで	4,000円/回		1,000円/回
	キャンセル料	1,000円/回		100円	
加算	初回加算	4,000円/回			
	事務管理費	5,000円/月			

備考

1～5 略

6 第3条第2項に基づき2人の支援員が同時に支援することを認められた場合において、当該支援を実施した際の費用は、各支援員の支援提供時間ごとにこの表による費用を算出し、合計した額とする。

様式第1号～様式第9号 略
様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

名護市子育て世帯訪問支援事業
子育て世帯訪問支援員
殿

名護市長

子育て世帯訪問支援依頼書

次の支援対象者の支援について、名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第13条に基づき、別紙「子育て世帯訪問支援計画表」のとおり訪問支援を依頼します。

1 支援対象者（保護者）

住所：
氏名：

2 支援実施期間

年 月 日～ 年 月 日までの ヲ月間

備考

1～5 略

新規

様式第1号～様式第9号 略
様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

名護市子育て世帯訪問支援事業
子育て世帯訪問支援員
殿

名護市長

子育て世帯訪問支援依頼書

次の支援対象者の支援について、名護市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第13条に基づき、別紙「子育て世帯訪問支援計画表」のとおり訪問支援を依頼します。

1 支援対象者（保護者）

住所：
氏名：

2 支援実施期間

年 月 日～ 年 月 日までの ヲ月間

3 支援の内容

4 所得区分

5 その他

様式第11号 略

3 支援の内容

4 その他

様式第11号 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第56号

名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊



名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱の一部を改正する要綱
 名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱（平成30年告示第91号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) 略 (6) 選定外案件 建設工事にあつては、前号に規定する案件以外をいい、委託業務にあつては、前号に規定する案件以外のうち、1件の設計価格が<u>250万円以上500万円未満</u>のものをいう。 (7) 選定外少額案件 第5号に規定する案件以外のうち、委託業務における1件の設計額が<u>250万円未満</u>のものをいう。</p> <p>第3条～第7条 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) 略 (6) 選定外案件 建設工事にあつては、前号に規定する案件以外をいい、委託業務にあつては、前号に規定する案件以外のうち、1件の設計価格が<u>150万円以上、500万円未満</u>のものをいう。 (7) 選定外少額案件 第5号に規定する案件以外のうち、委託業務における1件の設計額が<u>150万円未満</u>のものをいう。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第58号

名護市指定暑熱避難施設指定実施要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

名護市長 渡具知 武豊



名護市指定暑熱避難施設指定実施要綱 ～別紙

名護市指定暑熱避難施設指定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報が発表された場合において、市民その他の者に開放することができる市内の指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定及び管理運用に関し必要な事項を定めるものである。

(指定施設)

第2条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる基準に適合し、かつ、次に掲げる要件を全て満たす市内の公共施設及び商業施設等（以下「施設等」という。）をクーリングシェルターに指定することができる。ただし、市以外の者が管理する施設等をクーリングシェルターに指定する場合は、同条第2項の規定に基づき、当該施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の同意を得た上でクーリングシェルターに指定し、及び同条第3項の規定による協定を締結するものとする。

- (1) 当該施設等が、施設等の実情及び規模に応じた適切な機能を有し、定期的にメンテナンスがされている冷房設備を有すること。
- (2) 名護市域に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- (3) 当該施設等が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じて、滞在者が適切に滞在することが可能な空間を確保すること。
- (4) 市以外の者が管理する施設等の施設管理者が、市と施設管理者との間に

において締結した協定を履行できること。

- (5) 施設管理者及びその従業員が名護市暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条で定める暴力団、暴力団員及びこれらに関連する者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業所ではないこと。

2 市長は、前項の規定により市の公共施設をクーリングシェルターとして指定したとき、又は同項ただし書の規定により協定を締結したときは、法第21条第4項の規定に基づき、当該クーリングシェルターの名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

3 前項の規定は、公表した事項の変更についても準用する。

（市以外の者が管理する施設等の指定手続）

第3条 クーリングシェルターの指定を受けようとする施設管理者は、名護市クーリングシェルター指定申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、内容を審査し、当該施設が指定要件を満たしていると認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、当該申込を行ったものに対して名護市クーリングシェルター指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査において、適当でないとき認めるときは、名護市クーリングシェルター却下通知書（様式第3号）により、クーリングシェルタ

一の指定をしないことについて、理由を付して申込者に通知するものとする。

4 市以外の者が管理する施設等をクーリングシェルターに指定する場合に締結する協定は、第2項の規定による指定の通知後、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（様式第4号）により行うものとする。

5 第2条ただし書に規定する協定の締結を行った施設管理者は、当該協定の内容に変更又は解除となる事態が生じた場合は、名護市クーリングシェルターの指定に係る（変更・解除）届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、クーリングシェルターに係る協定を変更するものとし、施設管理者に対して名護市クーリングシェルター指定変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

7 市長は、クーリングシェルターが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに協定を解除し、指定を取り消すものとする。

(1) 第5項の規定による解除の届け出があったとき。

(2) 法第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に該当するとき。

(3) その他協定を締結することが適切ではないと市長が認めたとき。

8 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、施設管理者に対して、名護市クーリングシェルター指定解除通知書（様式第7号）により通知するものとする。

9 市長は、第7項の規定により指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

（補則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、クーリングシェルターの指定に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第59号

名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付要綱（令和4年告示第191号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 （助成金額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額と当該対象児童の保護者が支払うべき実費徴収額を比較していずれか少ない額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、対象児童それぞれの個別助成額を合計した額と助成対象施設が減額又は免除した金額を比較して少ない額とする。</p> <p>(1) 副食費免除対象者 900円×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>(2) 副食費免除対象者以外の者 5,800円×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （助成金額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額と当該対象児童の保護者が支払うべき実費徴収額を比較していずれか少ない額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、対象児童それぞれの個別助成額を合計した額と助成対象施設が減額又は免除した金額を比較して少ない額とする。</p> <p>(1) 副食費免除対象者 900円×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>(2) 副食費免除対象者以外の者 5,700円×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（運営規程等に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現に食材料費に係る実費徴収額について運営規程その他の規程を改正していない場合は、第3条の規定にかかわらず、令和8年度に限り、令和8年6月末までに実費徴収額に係る運営規程その他の規程を改正することを条件とし、交付申請時に実

費徴収額を減額又は免除する額が確認できる市内の未移行幼稚園を助成対象施設とする。

名護市告示第60号

名護市未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業給付金交付要綱（令和4年告示第190号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (給付金額) 第4条 給付金の上限額は、1食当たりの副食費相当額に1月当たりの給食提供日数を乗じて算出した額と月額 <u>4,900</u> 円を比較して少ない額とする。 2及び3 略 第5条～第11条 略	第1条～第3条 略 (給付金額) 第4条 給付金の上限額は、1食当たりの副食費相当額に1月当たりの給食提供日数を乗じて算出した額と月額 <u>4,800</u> 円を比較して少ない額とする。 2及び3 略 第5条～第11条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

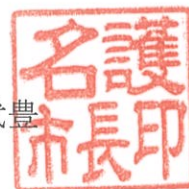
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第61号

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市企業主導型保育施設利用料及び食材料費助成金交付要綱（令和4年告示第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 （助成金の額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。</p> <p>(1) 利用料減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第3号要件子どもに限る。以下この号において同じ。）の利用料を減額し、又は免除した額と企業主導型保育事業の実施機関が定める当該対象児童に係る利用者負担相当額を比較して、いずれか少ない額（その額が42,000円を超えるときは、42,000円）をいう。）</p> <p>(2) 食材料費減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第2号要件子どもに限る。）に係る食材料費を減額し、又は免除した額（その額が<u>5,800円</u>を超えるときは、<u>5,800円</u>とする。）をいう。）</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第18条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （助成金の額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、当該助成対象施設に係る個別助成額を合計した額とする。</p> <p>(1) 利用料減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第3号要件子どもに限る。以下この号において同じ。）の利用料を減額し、又は免除した額と企業主導型保育事業の実施機関が定める当該対象児童に係る利用者負担相当額を比較して、いずれか少ない額（その額が42,000円を超えるときは、42,000円）をいう。）</p> <p>(2) 食材料費減免相当額（助成対象施設が、当該対象児童（第2号要件子どもに限る。）に係る食材料費を減額し、又は免除した額（その額が<u>5,700円</u>を超えるときは、<u>5,700円</u>とする。）をいう。）</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第18条 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第62号

名護市認定こども園等利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市認定こども園等利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱
～別紙

名護市認定こども園等利用料及び食材料費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市認定こども園等利用料及び食材料費助成金交付要綱（平成30年告示第128号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 （助成金の額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、対象児童それぞれの個別助成額を合計した額とする。</p> <p>（1） 利用料減免相当額（当該助成対象施設が、当該対象児童に係る利用料を減額し、又は免除した額をいう。）</p> <p>（2） 食材料費減免相当額（当該助成対象施設が、当該対象児童に係る食材料費を減額し、又は免除した額と次に掲げる上限額を比較し、いずれか少ない額をいう。）</p> <p>ア 第1号認定子ども <u>5,800円</u>（副食費免除対象者は900円とする。）×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>イ 第2号認定子ども <u>5,800円</u>（副食費免除対象者は900円とする。）</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （助成金の額）</p> <p>第5条 一の対象児童に係る1月当たりの助成金の額（この条において「個別助成額」という。）は、次に掲げる金額の合計額とし、助成対象施設に対する1月当たりの助成金の額は、対象児童それぞれの個別助成額を合計した額とする。</p> <p>（1） 利用料減免相当額（当該助成対象施設が、当該対象児童に係る利用料を減額し、又は免除した額をいう。）</p> <p>（2） 食材料費減免相当額（当該助成対象施設が、当該対象児童に係る食材料費を減額し、又は免除した額と次に掲げる上限額を比較し、いずれか少ない額をいう。）</p> <p>ア 第1号認定子ども <u>5,700円</u>（副食費免除対象者は900円とする。）×助成対象施設が全ての利用児童に食事を提供する日数÷20日</p> <p>イ 第2号認定子ども <u>5,700円</u>（副食費免除対象者は900円とする。）</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(運営規程等に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に食材料費減免相当額に係る運営規程その他の規程を改正していない場合は、第3条の規定にかかわらず、令和8年度に限り、令和8年6月末までに食材料費減免相当額に係る運営規程その他の規程を改正することを条件とし、交付申請時に食材料費の減額又は免除する額が確認できる認定こども園等を助成対象施設とする。

名護市告示第63号

名護市外部公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市外部公益通報に関する要綱 ～別紙

名護市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、市に対してされる市外部からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

(外部公益通報通報窓口の設置)

第3条 市長は、外部公益通報及びこれに係る相談へ対応するため、総務部総務課に外部公益通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するものとする。

(外部公益通報の手続)

第4条 外部公益通報は、次に掲げる事項を記した書面等を通報窓口へ提出するものとする。

- (1) 当該通報者の氏名又は名称
- (2) 当該通報者の住所又は居住地
- (3) 通報対象事実の内容
- (4) 通報対象事実が生じている、又は生じる可能性が思慮される理由
- (5) 通報対象事実について、法令等に基づく措置等が行われるべきであるとする理由

2 前項に規定する書面等の提出は、郵送若しくは持参による書面、電子メール又はファックスのいずれかにより行うものとする。

3 匿名による外部公益通報は、実名による外部公益通報と同様に取り扱う。この場合においては、当該通報者に対して、この要綱に定める通知等は行わないものとする。

(通報・相談の受付及び教示)

第4条 市長は、受け付けた外部公益通報について、対応する必要性について検討を行い、受理するときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を通報者に対して外部公益通報受理・不受理通知書（様式）により通知するものとする。この場合において、受け付けた外部公益通報に係る通報対象事実について所管課の権限に属するものであると思慮されるときは、通報窓口及び所管課は、受け付けた通報の受理等の決定に当たっては、互いに協議するものとする

2 通報窓口は、受け付けた外部公益通報に係る通報対象事実について他の行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有するものであるときは、権限を有する行政機関を、当該通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

3 通報窓口は、第1項の規定により外部公益通報を受理した場合は、速やかに所管課に対して当該外部公益通報の内容を通知しなければならない。

4 第1項の規定による通知及び第2項の規定による教示については、通報者が通知を望まない場合又は匿名その他通報者の連絡先が明らかでない場合は行わないものとする。

(調査の実施)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた所管課は、速やかに通報対象事実について必要な調査を実施しなければならない。

2 所管課は、前項の調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

3 所管課は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮した上で、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、通報者が通知を望まない場合又は匿名その他通報者の連絡先が明らかでない場合は行わないものとする。

(受理後の教示)

第6条 所管課は、前条の調査により、他の行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

(措置の実施)

第7条 所管課は、第5条第1項の規定による調査の結果、当該外部公益通報に係る調査対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置等を講じるものとする。

2 所管課は、前項の措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を望まない場合又は匿名その他通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

3 所管課は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を通報窓口に通ずるものとする。

(秘密保持及び利益相反の排除)

第8条 外部公益通報の処理に従事する職員（処理に付随する職務を通じて、外部公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下「通報処理従事者」という。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 通報窓口の職員その他外部公益通報に係る事務に従事する職員は、自己に関係する事案の処理に関与してはならない。

3 通報窓口の職員その他外部公益通報に係る事務に従事する職員は、適宜、当該外部公益通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

殿

名護市長

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けで受け付けました外部公益通報について、下記のとおり通知します。

記

- 1 外部公益通報を受理します。（外部公益通報を不受理とします。）
- 2 (受理の場合)
 - (1) 公益通報者保護法第3条（解雇の無効）、第4条（労働者派遣契約の解除の無効）、第5条（不利益取扱いの禁止）及び第6条（解釈規定）までの規定が適用されるため、公益通報を行ったことにより、通報者に対する不利益な取扱いは無効とされ、又は禁止されています。
 - (2) 外部公益通報を行ったことに関する秘密は、保持されるよう適切な措置が講じられます。
- (不受理の場合) ①から④までのいずれかを選択
 - ① 当該通報が、公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令に規定する法律以外の法令等の違反によるものであるため。
 - ② 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないため。
(正しい通報先：)
 - ③ 証拠資料の提出がない又は提出された証拠資料では不十分であるため。
 - ④ その他 ()

連絡先

名護市告示第64号

名護市骨髓バンクドナー助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市骨髓バンクドナー助成金交付要綱 ～別紙

名護市骨髄バンクドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の骨髄・末梢血管細胞提供あっせん事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、予算の範囲内において名護市骨髄バンクドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、名護市補助金の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、その他必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、また、骨髄バンク事業において骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた者であって、次に掲げるものとする。

(1) 骨髄等の提供について、他の公的制度による補助金等の交付を受けていない者

(2) ドナーが事業所等に所属している場合は、当該事業所等にドナー休暇制度がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 名護市税条例（昭和47年条例第20号）第3条各号に掲げる市税を滞納している者

(2) 暴力団員（名護市暴力団排除条例（平成23年名護市条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血貯血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、骨髄等移植ドナー助成金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）及び申請書兼請求書に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、相当と認めるときは、骨髄バンクドナー助成金支給決定及び確定通知書（様式第2号）により、相当でないと認めるときは、骨髄バンクドナー助成金支給却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支給の取消し等)

第6条 市長は、申請者が虚偽又は不正行為により助成金の支給を受けたと判断した場合には、骨髄等移植ドナー助成金支給取消通知書（様式第4号）により通知し、前条の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、すでに当該取消しに

係る部分について助成金が支給されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市骨髓バンクドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

名護市長 殿

住 所 _____
 申請者 氏 名 _____
 電 話 _____ (_____) _____

名護市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付について、次のとおり申請（請求）
 します。

1 申請内容

フリガナ			生年月日		
氏 名					
勤務先	(電話番号 _____)				
骨髓等提供し た日における 住所	〒 _____				
対象期間	年 月 日から		年 月 日 (うち対象 日分)		
骨髓等を提 供した日	年 月 日		申請金額	円	
<input type="checkbox"/> 私は、私の所属する企業・団体等にはドナー休暇制度はないこと及び他の法令等による補助金や保険金等の金銭を受領していないことを宣誓します。また、必要に応じて勤務先等へ問い合わせること及び市税等の滞納ことの確認のために住民基本台帳及び納税状況などの情報を閲覧することに同意します。 <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名 _____ 印</p>					

2 振込先

金融機関名	銀行	本店	預金種別	普通	
	金庫	支店		当座	
	農協	支所		その他	
	組合	出張所			
口座名義	※カタカタで記載。申請者と同一であること。			口座番号	

3 添付書類

- (1) 公益財団法人骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
- (2) 運転免許証等の本人確認書類の写し
- (3) 振込先口座通帳の写し

様式第2号（第5条関係）

第 号

殿

骨髄バンクドナー助成金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました骨髄バンクドナー助成金について、下記のとおり決定及び確定したので名護市骨髄バンクドナー助成事業交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 決定内容

交付する額 金 円

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

殿

名護市長

骨髄バンクドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました骨髄バンクドナー助成事業について、下記の理由により不交付とします。

記

対 象 者 名

不交付の理由

名護市告示第65号

名護市管理施設修繕事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市管理施設修繕事業補助金交付要綱 ～別紙

○名護市管理施設修繕事業補助金交付要綱

令和8年3月31日
公告第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市食肉センター及び名護市堆肥センター(以下「管理施設という。’)の安全かつ安定的な運営のため、市長が必要と認める管理施設の修繕等に要する経費に対し、予算の範囲内において名護市管理施設修繕事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において指定管理者とは、名護市食肉センター又は名護市堆肥センターにおいて、指定管理者指定が行われた団体をいう。

2 修繕等とは、機能を維持するために行われる改修、修繕などをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、指定管理者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、管理施設の建築物(関連設備を含む。)又は管理施設における市が所有する備品に関し、指定管理者が行う修繕等で、1申請事業の事業費総額が50万円以上のものとする。

2 修繕等を行うにあたり、関連する法令等がある場合は適正に遵守し実施すること。

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 管理施設の機能向上を主な目的とした改修
- (2) 指定管理者が所有する備品等の修繕等に要する経費
- (3) 通常の清掃、点検、軽微な修理に要する経費
- (4) 修繕等に関し、部品購入のみに要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助額)

第6条 補助額は、原則事業費(消費税を除く)の2分の1以内とする。ただし、市長が特別に認める場合は、協議により決定した割合とすることができる。

2 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 指定管理者において加入する保険が適用される場合は、保険適用額を除いた指定管理者の自己負担額を補助対象とする。

4 予算を超える場合の補助については、事業毎の補助対象経費の割合で按分した額とする。

(事前協議)

第7条 指定管理者は、当該事業に該当する見込みがある修繕等が生じる場合は、基本協定書に基づき、名護市管理施設修繕事業事前協議依頼書(様式第1号)に状況等を示す書類等を添付し、事前に市へ協議の申し出を行い、事業可否及び費用負担割合について協議するものとする。

(事業承認申請)

第8条 事業の承認を受けようとする指定管理者(以下「申請者という。’)は、前条の協議後、補助対象事業の着手前に、名護市管理施設修繕事業承認申請書(様式第2号)に見

積書関係（修繕工事を請け負う者の見積書で詳細経費を明らかにしたもの、仕様書等）及び必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書の申請額については、事業年度において有効な名護市指名通知参加者名簿に登録されている3者以上の者より徴収した見積書を用い、最低価格の額を採用することとする。ただし、やむを得ない理由により、名護市指名通知参加者名簿に登録されていない者から見積書を徴収し、又は最低価格以外の価格を採用する場合は、この限りでない。この場合において、申請者は、その理由を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、名護市管理施設修繕事業承認通知（様式第3号）もしくは事業不承認通知（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更及び中止）

第9条 前条に規定する事業承認を受けた指定管理者が当該事業の計画を変更、又は中止しようとするときは、名護市管理施設修繕事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は前項による申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を名護市管理施設修繕事業承認通知（様式第3号）もしくは事業不承認通知（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請兼実績報告）

第10条 第8条に規定する事業承認を受け、補助金の交付を受けようとする申請者は、その事業年度の2月15日から2月28日までの期間に、名護市管理施設修繕事業補助金申請兼実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 修繕工事完了届（写）（当該工事を請け負う者の提出するもの。）
- (2) 修繕箇所写真（実施前、実施中及び実施後）
- (3) 精算設計書（修繕工事を請け負う者の提出する請求書等）
- (4) 支払確認書（支払いが確認できる振込書等）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、補助金交付決定及び補助金の額を確定し、名護市管理施設修繕事業補助金交付決定兼確定確定通知書（様式第7号）により申請者に通知し、当該補助金を交付する。

（補助金の交付取消し）

第12条 市長は、すでに補助金の交付を受けた指定管理者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金交付決定の内容に違反したとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) 虚偽の申請その他不正行為があると認めるとき

（書類の整備）

第13条 補助を受けるものは、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業完了後、5年間保存しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第66号

名護市先進医療不妊治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市先進医療不妊治療費助成事業実施要綱 ～別紙

名護市先進医療不妊治療費助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦（事実上の婚姻関係にある夫婦を含む。以下同じ。）に対し、不妊治療のうち、厚生労働省の先進医療会議における審査等を受け、先進医療として告示されている不妊治療関連の技術（以下「先進医療不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、少子化対策の推進を図ることを目的として、名護市補助金の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が申請日において市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下「県要綱」という。）に基づく、先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知（以下「決定通知」という。）を受けた者であること。
- (3) 他の市区町村で同様の助成を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、先進医療不妊治療を受けた者（他の市区町村で同様の助成を受けている者を除く。）で特別な理由があると認めるときは、助成対象者とすることができる。

(助成対象治療)

第3条 助成の対象となる治療（以下「助成対象治療」という。）は、次のいずれかに該当する治療とする。

- (1) 県要綱に基づき決定通知を受けた先進医療不妊治療
- (2) 前条第2項の規定により市長が認める者が受けた先進医療不妊治療

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次のとおりとし、夫婦に対し、1回の申請につき7万円を限度とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合は、助成対象治療に要した費用のうち、県要綱に基づき助成対象とした額から、決定通知に記載の額を控除した額とする。
- (2) 前条第2号に該当する場合は、助成対象治療に要した費用のうち、県要綱に照らし助成対象となる額の3割を助成するものとする。この場合において、助成を受けようとする者の前住所の所在する都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）において、県要綱と同様の助成を受けている場合には、助成対象治療に要した費用のうち、当該都道府県等からの助成額を控除した額と比較し、少ない方の額とする。

2 前項各号において算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、先進医療不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、審査の上、適当と認めるときは、先進医療不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、先進医療不妊治療費助成金交付却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。
(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成を決定した者に対して、口座振込の方法により助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

先進医療不妊治療費助成事業申請書兼請求書

名護市長 殿

申請年月日 年 月 日

名護市先進医療不妊治療費助成事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり先進医療不妊治療費の助成を申請及び請求します。なお、次のことについて同意します。

- 助成の適性を図るため必要となる場合には、自治体、医療機関等にて把握した情報を照会、提供すること。
- 今回の治療に対し、他の市町村において、先進医療不妊治療費助成事業と同様の助成金を受給していないこと。
また必要に応じて、他の市町村への受給の有無を確認すること。
- 申請日において市民税や固定資産税等、名護市民として納めるべきものを滞納していないこと。
- 助成金支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や助成金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還すること。
- 申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が申請・受給権者に連絡・確認等を努めたにも関わらず申請者の補正等が行われなかった場合は、申請・受給者の責めに帰すべき事由により助成が出来なかったものとして、当該申請書が取り下げられたものとみなされること。

(フリガナ) 氏名	申 請 者	() 年 月 日 (歳)	配 偶 者	() 年 月 日 (歳)
住所※1	〒 電話 () -			
住所※2	〒 電話 () -			
申請額	金 円			
振込	金融機関名	銀行	本店	預金種別 普通
		金庫	支店	
		農協	支所	
		組合	出張所	
	口座名義			口座番号
※カクカタで記載。申請者と同一であること。				

※1：夫婦の住所を記入する。

※2：単身赴任等で夫婦が異なる場所に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入する。

【添付書類】

- 1 県要綱に基づく決定通知書及び先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- 2 該先進医療不妊治療費に要した費用に係る領収書の写し
- 4 本人確認書類及び振込先口座情報の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

【第3条第2号に該当する治療の場合】

- 1 当該先進医療不妊治療費に要した費用に係る領収書の写し
- 2 本人確認書類及び振込先口座情報の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

殿

先進医療不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました先進医療不妊治療費助成金について、下記のとおり決定及び確定したので名護市先進医療不妊治療費助成事業交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 決定内容

交付する額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

殿

名護市長

先進医療不妊治療費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました先進医療不妊治療費助成金について、下記の理由により不交付とします。

記

対 象 者 名

不交付の理由

名護市告示第67号

子ども・子育て支援法（平成25年法律第65号）第53条の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法41条及び第53条における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の一覧 ～別紙

名護市告示第68号

名護市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施要綱 ～別紙

名護市高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
 名護市高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業実施要綱（平成31年告示第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>名護市高齢者ワクチン接種助成事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>個人の発病又はその重症化を予防するため、高齢者の肺炎球菌感染症又は帯状疱疹の予防接種</u>（以下「ワクチン接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）を助成することにより、高齢者の健康増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、<u>ワクチン接種日に本市に住民基本台帳登録がある者で、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に該当するものとする</u></p> <p>(接種方法等)</p> <p>第3条 使用するワクチンは、<u>予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に定めるワクチンを使用する。</u></p> <p>2 接種費用の助成は、<u>定期の予防接種に限るものとする。</u></p> <p>(ワクチン接種の実施)</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>名護市高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>肺炎球菌に起因する肺炎の発病及び重症化を予防するため、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種</u>（以下「ワクチン接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）を助成することにより、高齢者の健康増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住民台帳登録がある者で、<u>次の各号に掲げるものとする。ただし、これまでにワクチン接種を受けたことのある者を除く。</u></p> <p>(1) <u>65歳の者</u></p> <p>(2) <u>60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される障害を有するもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有するもの（身体障害者手帳1級程度）</u></p> <p>(接種方法等)</p> <p>第3条 使用するワクチンは、<u>23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを使用する。</u></p> <p>2 接種費用の助成は、<u>1人につき1回とする。</u></p> <p>(ワクチン接種の実施)</p> <p>第4条～第6条 略</p>

(助成金額)

第7条 市が助成する金額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 肺炎球菌感染症の予防接種は、ワクチン接種に要した費用とする。
- (2) 带状疱疹の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンはワクチン接種に要した費用から実費徴収2,000円を差し引いた金額とし、乾燥組換え带状疱疹ワクチンはワクチン接種に要した費用から実費徴収5,000円を差し引いた金額とする。

(周知方法)

第8条～第9条 略

(助成金額)

第7条 市が助成する金額は、ワクチン接種に要した費用とする。

(周知方法)

第8条～第9条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(対象者に関する経過措置)

- 2 带状疱疹の予防接種は、令和8年度に限り、第2条第1号の規定する対象者については、令和7年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者も加えるものとする。
- 3 带状疱疹の予防接種は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における第2条第1号の規定する対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。

名護市告示第69号

名護市高齢者ワクチン接種助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市高齢者ワクチン接種助成事業実施要綱 ～別紙

名護市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める帯状疱疹ワクチン予防接種の対象となる者に対し、予防接種を受けた場合の費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者（他の地方公共団体から高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に係る費用の助成を受けた者を除く。）とする。

- (1) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に基づく者
- (2) 接種日時点で本市に住民登録がある者
- (3) 名護市高齢者ワクチン接種助成事業の助成を受けていない者
- (4) 乾燥弱毒生水痘ワクチン接種に2,000円を超える負担をした者又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチン接種に1回当たり5,000円を超える負担をした者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して助成を行うことができる。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者が対象接種に要した費用のみを対象とし、助成額は次の各号のとおりとする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1,000円
- (2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 1回当たり2,000円

2 全額自己負担した場合についての助成額については次の各号のとおりとする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンについては、自己負担額と2,000円の差額を助成額とし、7,000円を限度額とする。
- (2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンについては1回当たり自己負担額と5,000円の差額を助成額とし、1回当たり18,000円を限度額とする。

(助成の申請等)

第4条 申請者は、帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、申請書に掲げる書類及び領収書等の支払状況が確認出来る書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、全額自己負担でない

者で、市が医療機関等に支払い状況を確認できる場合は、領収書等の支払状況が確認出来る書類の添付を省略することができる。

(申請期限)

第5条 申請書の提出期限は、市長の定める日までとする。

(審査及び交付決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による助成金の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を行うことを決定したときは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金の交付を決定したときは、帯状疱疹ワクチンに係る予防接種費用助成不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(不当利益の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者に対し、交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、第6条に規定する助成金の交付決定等を行うための調査又は既に決定等を行った助成金に係る調査のために、特に必要と認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは徴収を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(対象者に関する経過措置)

- 2 令和8年度に限り、令和8年3月31日において100歳以上の者及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者も第2条第1項第1号に規定する対象者とみなす。
- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も第2条第1項第1号の規定する対象者とみなす。

带状疱疹ワクチン予防接種費用助成申請書

年 月 日

名護市長 殿

注意 太枠の中だけ記入してください。

フリガナ				生年月日
被接種者氏名				(年齢: 才) 年 月 日
住所	(電話番号:)			
	名護市			
予防接種名	実施日	実施医療機関名	支払料金	※助成額
带状疱疹 ワクチン			円	円

【添付書類】

- (1) 予防接種済証又は予診票の写し等
- (2) 請求者の振込先口座の通帳の写し等

振り込み先

振込先 金融機関	銀行・農協		本店・支店		区分	普通 当座		
	フリガナ		口座番号					
	口座名義人氏名							

誓約・同意事項 ※該当する項目に☑を入れてください。

この申請に係る住民基本台帳(申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項)及び医療機関等における情報について、名護市が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。	☐はい ☐いいえ
申請内容に偽りや相違があった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。	☐はい ☐いいえ

様式第3号（第6条関係）

〒 -
所在地
氏 名 様

带状疱疹ワクチン予防接種費用助成不支給決定通知書

年 月 日

名護市長

年 月 日付けで申請のあった予防接種費用について、次のとおり支給しないことに決定したので、名護市带状疱疹ワクチン予防接種費用助成実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

（不支給とした理由）

名護市告示第70号

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第53条の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第53条における特定乳児等通園
支援事業者の一覧 ～別紙

子ども・子育て支援法の規定に基づき確認した特定乳児等通園支援事業者の公示について

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認をした特定乳児等通園支援事業者について、同法第54条の3において準用する第53条の規定により、次のとおり公示します。

【余裕活用型乳児等通園支援制度】

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	確認年月日
一般社団法人 未来会	みらいじゅごん保育園	名護市大東一丁目5番34号	令和8年3月30日
一般社団法人 未来会	みらいぱいなっぐる保育園	名護市字伊差川 354 番地	令和8年3月30日
一般社団法人 未来会	みらいシークワサー保育園	名護市字伊差川 354 番地2階	令和8年3月30日

名護市告示第71号

名護市障害者自立支援協議会等設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市障害者自立支援協議会等設置要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市障害者自立支援協議会等設置要綱の一部を改正する要綱
 名護市障害者自立支援協議会等設置要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略 (組織及び構成員) 第2条 協議会は、委員<u>8</u>人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。</p> <p>第2条第1号～第9条 略 <u>(ワーキングチーム)</u> 第10条 協議会は、専門部会の横断的な協議の場として、<u>ワーキングチームを置くことができる。</u> 2 <u>ワーキングチームは、協議を行いたい専門部会の部会長が指名する者をもって構成する。</u> 3 <u>ワーキングチームにリーダーを置き、当該ワーキングに属する者の互選によって定める。</u> 4 <u>ワーキングチームは、リーダーが招集し、その議長となる。</u> 5 <u>リーダーはワーキングチームの事務を掌理するものとする。</u></p> <p>(報告) 第11条 <u>専門部会長及びワーキングチームのリーダー</u>は、会議の内容を協議会に報告しなければならない。 2 協議会会長は、検討した内容を市長に報告しなければならない。 (個人情報保護) 第12条 委員及び専門部会員は、秘密の保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、会議において知り得た個人情報については、いかなる理由によっても第三者に漏らしてはならない。 (庶務) 第13条 協議会の庶務は、福祉部において行う。 (補則) 第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第1条 略 (組織及び構成員) 第2条 協議会は、委員<u>15</u>人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。</p> <p>第2条第1号～第9条 略</p> <p>(報告) 第10条 専門部会長は、会議の内容を協議会に報告しなければならない。 2 協議会会長は、検討した内容を市長に報告しなければならない。 (個人情報保護) 第11条 委員及び専門部会員は、秘密の保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、会議において知り得た個人情報については、いかなる理由によっても第三者に漏らしてはならない。 (庶務) 第12条 協議会の庶務は、福祉部において行う。 (補則) 第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

別表（第7条関係）

区分	構成	検討内容
相談支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) その他市長が認め た者	(1) 相談支援の仕組みに関する こと。 (2) 社会資源開発に関する こと。 (3) 相談機関のネットワークに 関すること。 (4) サービス等利用計画・障害児 支援利用計画の質の向上に 関すること
住まい・暮らし支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) グループホーム事業 業者又は障害福祉サ ービス事業者等医療 機関関係者 (3) 医療機関関係者 (4) 民生委員 (5) その他市長が認め た者	(1) グループホーム等の整備に 関すること。 (2) 居住サポート事業の運営に 関すること。 (3) 地域移行や地域定着の推進 及び関係機関等の協力体制の 強化に 関すること。 (4) 精神障害者にも対応した 地域包括ケアに 関すること
就労支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) 多数雇用企業 (3) 障害者就業・生活支 援センター (4) 就労支援事業者 (5) 地域活動支援セン ター (6) その他市長が認め た者	(1) 就労希望者の支援に 関すること。 (2) 地域活動支援センターの 事業展開に 関すること。 (3) 支援センター、職安、職 業センターとのネットワーク に 関すること。

別表（第7条関係）

区分	構成	検討内容
相談支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) 就労支援専門員 (3) その他市長が認め た者	(1) 相談支援の仕組みに関する こと。 (2) 社会資源開発に関する こと。 (3) 相談機関のネットワークに 関すること。 (4) サービス等利用計画・障害 児支援利用計画の質の向上 に 関すること
住まい・暮らし支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) グループホーム事業 業者又は障害福祉サ ービス事業者等医療 機関関係者 (3) 医療機関関係者 (4) 民生委員 (5) その他市長が認め た者	(1) グループホーム等の整備に 関すること。 (2) 居住サポート事業の運営に 関すること。 (3) 地域移行や地域定着の推 進及び関係機関等の協力体制 の強化に 関すること。 (4) 精神障害者にも対応した 地域包括ケアに 関すること
就労支援専門部会	(1) 相談支援専門員 (2) 多数雇用企業 (3) 障害者就業・生活支 援センター (4) 就労支援事業者 (5) 地域活動支援セン ター (6) 公共職業安定所 (7) その他市長が認め た者	(1) 就労希望者の支援に 関すること。 (2) 地域活動支援センターの 事業展開に 関すること。 (3) 支援センター、職安、職 業センターとのネットワーク に 関すること。

こども 支援専 門部会	(1) 相談支援専門員 (2) 養護学校等教育支 援者 (3) 教育委員会 (4) 教育支援実践者等 (5) 障害福祉サービス 事業者 (6) 保育・療育関係者等 (7) その他市長が認め た者	(1) 療育等に関する事 こと。 (2) 関係機関とのネットワ ークに 関 する 事 こと。 (3) 医療的ケア児等の支援に 関 する 事 こと。	こども 支援専 門部会	(1) 相談支援専門員 (2) 養護学校等教育支 援者 (3) 教育委員会 (4) 教育支援実践者等 (5) 障害福祉サービス 事業者 (6) 保育・療育関係者等 (7) その他市長が認め た者	(1) 療育等に関する事 こと。 (2) 関係機関とのネットワ ークに 関 する 事 こと。 (3) 医療的ケア児等の支援に 関 する 事 こと。
			権利擁 護支援 専門部 会	(1) 相談支援専門員 (2) 医療機関 (3) 名護警察署 (4) 障害福祉サービス 事業者 (5) その他市長が認め た者	(1) 困難事例における対応に 関 する 事 こと。 (2) 事案の終結に関する事 こと。 (3) 事案対応の事後検証と課 題の 解 決に 関 する 事 こと。 (4) 障害者虐待に関する事 こと。 (5) 障害者の差別解消に 関 する 事 こと。 (6) 障害者の権利擁護に 関 する 事 こと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

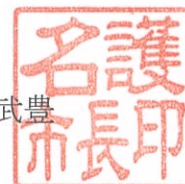
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第72号

子ども・子育て支援法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ~別紙

(別紙) 子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容

No.	子ども・子育て支援施設等の種類								法第58条の10													特定子ども・子育て支援提供者(設置主体)	施設/事業所			備考					
	公私の別	特別支援学校	認可外保育施設	認可外保育施設	預かり保育	一時預かり	病児保育	その他の種類	確認			確認辞退			確認取消			効力停止							名称		名称	所在地			
									元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	全部	一部	停止の内容	停止期間							
																								自					至		
															元号 年 月 日 元号 年 月 日																
1	私					○			令和	8	3	31															一般社団法人 未来会	みらいじゅんごん保育園	905-0016	名護市大東一丁目5番34号	小規模保育施設 余剰活用型
2	私					○			令和	8	3	31															一般社団法人 未来会	みらいのなつぷも保育園	905-1152	名護市宇伊差川354番地	小規模保育施設 余剰活用型
3	私					○			令和	8	3	31															一般社団法人 未来会	みらいシーカー保育園	905-1152	名護市宇伊差川354番地 2階	小規模保育施設 余剰活用型

名護市告示第73号

名護市長による成年後見制度審判請求の手續に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市長による成年後見制度審判請求の手續に関する要綱の一部を改正する要綱
～別紙

名護市長による成年後見制度審判請求の手続に関する要綱 新旧対照表

新 (改正)	現行
<p>名護市長による成年後見制度審判請求の手続に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 ～第10条 (略) (検討会議の組織)</p> <p>第11条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員8人以内をもって組織し、委員は、職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2 委員長は、社会福祉課長をもって充て、副委員長は、介護長寿課長をもって充てる。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>4 委員長は、検討会議において必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係部所職員又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。</p> <p>5 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議の招集等)</p> <p>第12条 検討会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 検討会議は、原則として委員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。</p> <p>3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p>名護市長による成年後見制度審判請求の手続に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 ～第10条 (略) (検討会議の組織)</p> <p>第11条 検討会議は、<u>委員長、副委員長</u>及び委員<u>6</u>人以内をもって組織し、委員は、職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2 委員長は、社会福祉課長をもって充て、副委員長は、介護長寿課長をもって充てる。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>4 委員長は、検討会議において必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係部所職員又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。</p> <p>5 委員の任期は、<u>2</u>年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議の招集等)</p> <p>第12条 検討会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 検討会議は、<u>原則として全委員</u>の出席をもって開催するものとする。</p> <p>3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>

第13条 ～ 第14条 (略)

附 則 (平成19年3月22日告示第20号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月16日告示第90号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日告示第180号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月12日告示第112号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年4月30日告示第117号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第73号)

様式第1号 (第4条関係) ～様式第8号 (第9条関係) (略)

第13条 ～ 第14条 (略)

附 則 (平成19年3月22日告示第20号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月16日告示第90号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日告示第180号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月12日告示第112号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年4月30日告示第117号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日告示第20号)

様式第1号 (第4条関係) ～様式第8号 (第9条関係) (略)

名護市告示第74号

名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱 ～別紙

名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県が定める沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金交付要綱（令和8年3月31日制定）に基づき、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健やかな育ちを支えることを目的として実施する学校給食費負担軽減事業に関する補助金の交付について、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 名護市学校給食センター管理規則（平成20年教委規則第7号）に定める小学生の学校給食費をいう。
- (3) 児童 名護市立小学校に在籍している者をいう。
- (4) 保護者 児童の学校給食費を支払う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金を活用し、保護者が負担する学校給食費を減免することに代えて、現物給付とするため、名護市学校給食センターが提供する市立小学校に係る学校給食の食材の購入費用を補助する事業とする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、学校給食の食材購入に充てる費用のうち、学校給食費とする。

2 補助対象経費となる学校給食費の交付金の上限額は一人当たり月額5200円とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の算定対象経費から除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合
- (2) 学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金により学校給食費の補助を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政機関が保護者の学校給食費に対して助成を行っている場合

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知」という。）によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付すものとする。

(1) 善良な管理者の注意をもって補助事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(3) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

（変更交付申請）

第8条 補助事業者は、交付決定後、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金変更交付決定承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止に係る承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した名護市立小学校給食費負担軽減事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が各年度の末日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等について書面により市長に報告しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定を受けた補助事業に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を名護市立小学校給食費負担軽減事業状況報告書（様式第6号。以下「状況報告書」という。）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、状況報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、名護市立小学校給食費負担軽減事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金確定通知）

第13条 規則第13条の規定による通知は、名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付

確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第1項の規定は、第13条により補助金の額を確定した後においても適用する。
- (5) 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定に基づき、補助金の一部について、概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第13条の規定による補助金の額の確定に基づき、その支払いを受けようとする場合は、精算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市長 殿

名護市教育委員会
教育長 印

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付申請書

名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円

- 2 関係書類
 - (1) 第2条第3号に規定する児童の在籍状況がわかる書類
 - (2) その他参考となる書類

様式第2号（第7条関係）

名護市指令教委総第 号

名護市教育委員会
教育長 殿

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金については、金 円の交付を決定し、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

名護市長 印

名護市長 殿

名護市教育委員会
教育長 印

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金について、下記のとおり変更したいので、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり承認を申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

（単位：円）

（変更前）	（変更後）
交付決定額	交付申請額

3 関係書類

様式第4号（第8条関係）

名護市指令教委総第 号

名護市教育委員会
教育長

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金変更交付決定承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金変更交付申請について、書類等を審査した結果、下記のとおり変更することを決定したので、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第8条第3号の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

年 月 日

名護市長 印

名護市長 殿

名護市教育委員会
教育長 印

名護市立小学校給食費負担軽減事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）したい内容

名護市長 殿

名護市教育委員会
教育長 印

名護市立小学校給食費負担軽減事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金について、名護市立小学校給食費負担軽減事業第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実施状況
- 3 その他参考となる書類

名護市長 殿

名護市教育委員会
教育長 印

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金について、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第12条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付決定額 円

2 補助金額 円

3 関係書類

- (1) 第2条第3号に規定する生徒の在籍状況がわかる書類
- (2) 第5条第3項第1号、第2号及び第3号に関する扶助額等の状況がわかる書類
- (3) その他必要となる書類

様式第 8 号（第 13 条関係）

達教委総第 号

名護市教育委員会
教育長 殿

名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付決定した名護市立小学校給食費負担軽減事業補助金については、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年規則第 8 号）第 13 条の規定により、適正と認め、金 円に確定し、名護市立小学校給食費負担軽減事業実施要綱第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長 印

名護市告示第75号

名護市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

名護市国民健康保険税の減免に関する要綱（令和2年告示第158号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>第1条～第4条 略 （その他特別事情による減免） 第5条 略 (1)～(4) 略 (5) 略 ア 略 イ <u>旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の（ア）又は（イ）の区分に応じ、軽減する。 （ア） 略 （イ） 略 ウ 略 (6) 略 以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （その他特別事情による減免） 第5条 略 (1)～(4) 略 (5) 略 ア 略 イ 旧被扶養者に係る被保険者均等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の（ア）又は（イ）の区分に応じ、軽減する。 （ア） 略 （イ） 略 ウ 略 (6) 略 以下 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第 76 号

名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱を廃止する要綱～別紙

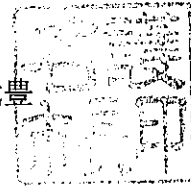
名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱を廃止する要綱
名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱（令和7年告示第146号）は、廃止する。
附 則
この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第77号

名護市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する要綱（平成30年告示第149-2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「達する者」の次に「並びに親子健康手帳の交付を受けている妊婦」を加える。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

歯周病検診票

以下は診査時に診査者が記入してください。

診査日 年 月 日 診査所要時間： 分

(I) 歯の状況

上顎 (右)	18	17	16	15	14	13	12	11	21	22	23	24	25	26	27	28	上顎 (左)
	48	47	46	45	44	43	42	41	31	32	33	34	35	36	37	38	
歯の状況	①	/ : 健全歯				④	△、△: 喪失歯				⑦	現在歯数 (①+②+⑥)					
	②	C、R、RC : 未処置歯				⑤	うち△ : 要補綴歯				⑧	DMF歯数 (②+④+⑥)					
	③	うちCのみの未処置歯				⑥	○ : 処置歯										

(II) 補綴治療の必要がある欠損部分の有無

1. なし 2. あり

(III) 歯肉の状況 (永久歯列)

【対象】 以下の6歯 ※前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を検査対象とする。

①歯肉出血 (BOP) 0 : 健全 1 : 出血あり 9 : 除外歯 × : 該当歯なし	②歯周ポケット (PD) 0 : 4mm未満 1 : 4mm以上6mm未満 2 : 6mm以上 9 : 除外歯 × : 該当歯なし	17又は16	11	26又は27
BOP				
PD				
BOP				
PD				
		47又は46	31	36又は37

(III) ①歯肉出血

最大コード

(III) ②歯周ポケット

最大コード

(III) ③歯石の付着状況

1. なし
2. 軽度 (点状) あり
3. 中等度 (帯状) 以上あり

(IV) 歯列・咬合の状況

1. 所見なし 2. 所見あり

(V) 顎関節の症状

1. 所見なし 2. 所見あり

(VI) 口腔粘膜

①粘膜の色

1. 所見なし 2. 所見あり

②粘膜の形状

1. 所見なし 2. 所見あり

(VII) 口腔衛生状態

1. 良好 2. 普通 3. 不良

判定区分

※1~3のいずれかに○をつけ、2.要指導3.要精密検査の場合はそれぞれの判定理由a~iの該当するものに○を付けること

1.異常なし	2.要指導	3.要精密検査
CPI歯肉出血0 (なし) かつ歯周ポケット0 (なし)	(判定理由) a.CPI歯肉出血1 (あり) かつ歯周ポケット0 (なし) b.口腔清掃状態不良 c.生活習慣や基礎疾患 (糖尿病を除く)、歯科医療機関の受診状況等、指導を要する	(判定理由) a.歯石の付着あり f.糖尿病の治療を行っている (又は糖尿病の指摘を受けたことがある等) b.CPI歯周ポケット1 (4~5mm) g.習慣的に喫煙をしている c.CPI歯周ポケット2 (6mm以上) h.生活習慣や基礎疾患等 d.未処置歯あり i.その他の所見あり (更に詳しい検査や治療が必要な場合) e.要補綴歯あり

指導内容・目標

医療機関名 (検診者名) 【医療機関コード】 【473-

【市町村への連絡事項】

1. 健診を行った医療機関において指導・治療予定 2. 現在通院中の歯科で指導・治療予定
3. 他医療機関 (歯科) を紹介 (紹介先:)

住所：

有効期限： 年 月 日

性別： 年齢：

氏名：

生年月日：

検査日：

電話番号：

以下のQ.1～Q.18の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。

1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。	回 答
Q.1現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご気になることはありますか。	1. ない 2. ある
① 【Q.1で「2.ある」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 歯の状態・痛み 2. 外観 3. 発音 4. 口臭 5. 歯ぐきの状態・痛み 6. かみ具合 7. 口の渇き 8. あごの痛み 9. 歯ぐきしりや食いしばりなどの習癖 10. その他()
② 【上記質問で「5. 歯ぐきの状態・痛み」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 痛みがある 2. 歯をみがくと血が出る 3. はれてプヨプヨする 4. 歯ぐきが下がっている 5. 歯がぐらぐらする
Q.2自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない 2. 思う
Q.3食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない
Q.4冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない 2. 時々しみる 3. いつもしみる
Q.5半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1. いいえ 2. はい
Q.6お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ 2. はい
Q.7口の渇きが気になりますか。	1. いいえ 2. はい
Q.8普段の会話で言葉をはっきりと発音できないことがありますか。	1. いいえ 2. はい

裏面へと続きます

附 則

この要綱は、令和8年4月1日に施行する。

名護市告示 78 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成20年条例第19号）第9条第3項の規定により告示します。

令和8年3月31日

名護市長 渡具知 武豊



令和8年度名護市一般廃棄物処理実施計画 ～別紙

令和8年度名護市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理について市町村が定める計画、長期的・総合的な視点に立った「基本計画」と、各年度の処理について定める「実施計画」があります。

第1 ごみ処理の方針

1 基本方針

「名護市一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、次の4つの柱を基本方針とし、名護市における循環型社会を構築、推進します。

(1) 市民・事業者・行政の協働による4Rの推進

市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再生利用の順に優先して行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を行いつつ、資源化に対する意識を高めます。

(2) 環境にやさしく効率的な循環システムの構築

新技術等の検討を進めながら、環境負荷が低くかつ低コストで廃棄物を資源として利用できる循環システムの構築を行います。

(3) ごみの安定的な適正処理の実施

ごみ資源化及び適正処理のために、収集運搬、中間処理、最終処分において、安定的なごみ処理方法を実施します。

また、名護市一般廃棄物処理施設の稼働に伴い、新たなごみ排出方法を徹底し、適正処理の実施に努めます。

(4) クリーンなまちづくりの推進

クリーンなまちづくりを推進するために、環境美化、不法投棄対策の推進を行います。また、ごみの排出量の削減・分別区分を徹底することで脱炭素社会の実現を目指します。

2 具体的施策の方針

持続可能な循環型社会の構築を目指し、前節に掲げた目標を達成するため、市民・事業者・行政の三者協働によりごみ減量・リサイクルの取り組みを進めるにあたっての具体的な施策を展開します。

(1) ごみの発生回避・発生抑制の推進

① 4Rの実施による循環型社会形成の推進

近年、市民や事業者におけるごみ問題への関心は高くなっています。本市では、“4Rの推進”を掲げ、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めてきました。しかし、本市においては、近年ごみ排出量の増加傾向やリサイクル率の低迷が継続しており、名護市一般廃棄物処理施設で適正に処理を進めるためにごみの排出量の削減や更なるリサイクル率の向上が必要な状況にあり、今後は、これまで以上に循環型社会形成に対する意識の向上と取り組みの推進を行う必要があります。本市では、“4Rの推進”を継続して進め、ごみ分別の徹底や生ごみ処理機の活用などをさらに浸透させ、市民・事業者の意識の向上を図るものとします。市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、4

R (Refuse (発生回避)、Reduce (発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用)) を推進し、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めます。

②ライフスタイルの変化への対応

販売店におけるレジ袋の有料化によるレジ袋の削減や、マイボトル・マイ箸などの推奨によりライフスタイルの変革が求められています。本市では、今後も販売店がレジ袋削減や簡易包装の導入に向けた取り組みを実施するように働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ (買い物袋) の持参をはじめとする、ペットボトルの削減やカトラリーの削減を呼び掛けます。また、資源物の店頭回収を行っている販売店も多いことから、積極的に店頭回収の利用を促進します。行政は、市のホームページやSNS、広報誌での情報発信やイベント等でのチラシ配布などの方法で、市民や事業者への情報提供や取り組み方法の周知を行います。

③生ごみ減量化の推進

生ごみには、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買いすぎて食べ切れなかった食品等の食品ロスが含まれており、必要な量をよく考え購入・調理することについて、食品ロスの発生を抑制する啓発に努めます。

また、生ごみには、水分が70~80%含まれており、水切りや生ごみ処理機、コンポスト容器により減量化することで、ごみ排出量の削減が可能となるため、生ごみ処理機、処理容器の購入補助金の活用について周知を図り、生ごみ減量化の啓発に努めます。

④事業系ごみの減量化、適正処理の推進

事業系ごみは近年増加傾向にあり、事業系ごみ排出量の削減に向けた取り組みが必要となっているため、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行い、事業系ごみの減量化及び適正な処理の促進を図ります。

また、多量にごみを排出する事業者においては、ごみ減量に向けた計画書を基に、ごみ排出量の削減に向けた取り組みを計画的に実施するとともに、自己処理責任を認識し、適正かつ積極的にごみの管理を行うための仕組み作りに取り組みます。

(2) 再使用・再生利用の推進

⑤分別の徹底による資源化の推進

ごみ分別早見表を作成し、市民のごみ分別の徹底を呼びかけています。

燃やしていいごみの中には、資源化が可能な古紙類 (新聞・雑誌等) 等が含まれており、分別を行うことでの資源化量の向上と燃やしていいごみの減量について啓発を図ります。

⑥グリーン購入等の推進

製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性を良く考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することが求められます。循環型社会の構築においては、再生資源で作られた商品が使用・消費されることが重要であることから、再生利用品の需要拡大に向けた取り組みを実施します。

(3) 4R意識の定着と拡充の推進

⑦名護市環境クリーン推進員制度の拡充

本市では、市と連携して地域における一般廃棄物の適正排出及び減量化対策を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とした名護市環境クリーン推進員制度を導入しています。

すべての区にクリーン推進員を配置し、市民・事業者が積極的に協力することで市内全域の生活環境の保全を図ることが可能となります。

⑧学習会、見学会の開催

4Rの取り組みを継続的に実効性のあるものとするためには、市民1人ひとりのごみ問題に対する意識をさらに向上させ、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要になります。

行政は、環境フェア等の機会を活用し、学習会や見学会を開催し、市民・事業者は学習会や見学会に積極的に参加することで、循環型社会形成に対する意識の醸成を図ります。

⑨学校等における環境教育の充実

ごみの問題や環境問題に関することをこどもの頃から学ぶことで、将来的な循環型社会の実現に向けたベースづくりが可能となります。また、こどもが学んだことを家庭内で話すことで、大人の意識も改善されることが期待されます。

行政は、学校と地域との連携により、環境教育の充実を図り、各世代に応じたごみや環境に関する教育を充実させます。

(4) リサイクル推進に効果的な収集体制の整備

⑩生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充

本市では現在、生ごみの分別収集をモデル的に実施しています。生ごみは燃やしていいごみの中に多く含まれており、生ごみを堆肥化することで資源化が推進されます。現在実施している生ごみの堆肥化事業を市内全域へと拡大し、更なるリサイクル率の向上に努めます。

⑪資源物の抜き取り対策

近年、市民が資源ごみとして出した空き缶等の抜き取り事案に対する苦情が寄せられています。資源ごみの抜き取りは、抜き取り時のごみの散らかしによる環境の悪化などの問題があり、対策を施す必要があります。

行政は、資源物の抜き取りに対する状況を改善するため、資源物の抜き取り対策の検討を行い実施します。

(5) 新しいリサイクルシステムの検討

⑫草木類のリサイクル

現在、家庭や事業所、市の清掃活動等から排出された草木類は焼却施設において焼却処理されています。草木類は、資源としての用途も多く、有効活用することで、リサイクル率の向上に貢献することから、再資源化が図られるよう検討いたします。

(6) 効率的な収集体制と高齢者に配慮した収集サービスの整備

⑬効率的な収集体制の整備

本市では、継続的に安定的なごみ処理体制を確保するため、名護市一般廃棄物処理施設を整備しました。施設の供用開始に併せて、名護市一般廃棄物処理施設の処理方法に応じたごみの分別区分の変更を行います。分別区分の変更を行い、効率的な収集体制を整備します。

⑭高齢者及び障がい者への収集サポート

本市では、生活介助を要する高齢者や障がい者などが在宅する世帯へのごみ排出支援サービスを実施しています。今後、ますます進行する高齢化社会に向けて、現在行っている特別収集及びサポート収集を福祉分野の部署と連携を強化し、スムーズに対応ができるよう体制を整えます。

(7) 安心・安全なごみ処理施設の整備

⑮ごみ焼却施設の整備

燃やしていいごみの処理を行っていた名護市環境センターは、昭和52年に竣工し、施設の老朽化が著しい状況でした。また、処理できるごみの種類も限られており、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保するため、新しい焼却施設の整備を行いました。

⑯リサイクルセンターの整備

プラスチック製容器包装やペットボトル、空き缶を処理している資源化施設は、環境センターから離れた場所にありました。ごみ焼却施設と資源化施設を集約し、統合的に整備したことで、処理の効率化と更なる資源化が期待されます。

また、資源化施設は、市民への4R推進に係る啓発機能を有したリサイクルセンターとして整備しており、本市における循環型社会の実現に資する啓発活動の拠点とします。

(8) 適正処理の実施

⑰適正処理困難物の対応

本市では、市で処理できない適正処理困難物として「消火器」、「タイヤ」、「ピアノ」、「バッテリー」などの23品目を指定しています。市で指定している適正処理困難物については、ごみ出しルールの周知徹底を行い、適正な処理がなされるように努めます。

⑱特定の製品に対するリサイクルルートの活用

「テレビ」、「冷蔵・冷凍庫」、「エアコン」、「洗濯・衣類乾燥機」といった家電4品目や「パソコン」等の小型家電、「食品トレイ」等の容器包装廃棄物など、個別のリサイクル法が整備されている品目については、それぞれの法に基づいてリサイクルを行う必要があります。行政は特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努めます。

⑲災害ごみ対策

近年、全国各地で大規模な災害が起こっており、突発的に発生する災害によって生じる災害廃棄物の処理に備えた体制を事前に整えておく必要があります。行政は、短期間に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみ等を生活環境に支障が生じないように効率的に収集・処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、収集・処理体制を整えます。

災害廃棄物処理計画は、名護市地域防災計画との整合を図ります。

⑳緊急時のごみ処理体制の構築

一般廃棄物の処理は行政の責務であることから、災害時などにおけるごみ処理機能不全等の緊急時においても安定的な処理機能を確保する必要があります。時には、他市町村と協力して取り組む必要があります。沖縄本島内の廃棄物処理施設では、「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」を締結しており、令和2年度に本市を含む3施設が協定に加わりました。「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、沖縄本島北部地域内市町村での緊急時のごみの安定処理を進めます。

㉑在宅医療廃棄物の対応

在宅医療によって生じる在宅医療廃棄物は、排出される廃棄物の種類に応じて適切に回収・処理する必要があります。家庭から排出される在宅医療廃棄物については、関係医療機関等と連携し、安全に回収及び処理されるシステムを構築します。

(9) 不法投棄をさせないための仕組みづくり

㉒不法投棄等の防止対策

本市では、警察及び各区と連携し、不法投棄の防止に向けた監視パトロールを実施して

います。今後も不法投棄巡視員の体制を強化・拡充するなど、監視体制の充実を図るとともに、不法投棄等を行なった者に対しては、厳格な対応を行い、不法投棄の防止に努めます。

⑳一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底

一般廃棄物の収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、行政からの委託もしくは許可を受けた業者によりのみ行うことが可能です。市は、不適正に一般廃棄物を収集運搬及び処理する業者がないように監視し、そのような業者があれば、適正な収集運搬及び処理を促すよう指導を行います。

(10) 環境美化の推進

㉔ボランティア清掃活動の推進

本市では、市内での公共の場所（道路、海岸、河川、公園）において、ボランティア清掃を支援するため、ボランティア袋を無料で配付しています。

市内の環境美化の推進を図るため、ボランティア清掃活動がより活発に行われるように更なる支援について検討を行い実施します。

第2 一般廃棄物の処理計画

1 排出状況

(1) 計画区域

名護市全域（米軍基地を除く）

(2) 年間排出量

単位：トン

No.	種類（10分別）	家庭からの排出量	事業所等からの排出量	合計
1	燃やしていいごみ	7,731	11,232	18,963
2	燃えないごみ	74	19	93
3	空きびん・ガラス類	296	356	652
4	空き缶	66	0	66
5	ペットボトル	183	0	183
6	古紙（5種類）	305	0	305
7	古着	4	0	4
8	金属類	178	193	371
9	有害危険ごみ	28	0	28
10	粗大ごみ	321	0	321
	し尿及び浄化槽汚泥			12,719k1

2 収集運搬主体及び処理方法

(1) - 1 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やしていいごみ	市(委託)、排出者	市(委託)	焼却	委託	資源化 埋立
(食用油)	市(委託)、排出者			民間業者	再資源化
燃えないごみ	市(委託)、排出者	市(委託)	破袋・破砕	委託	埋立
空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者	市(委託)	選別	委託 資源化業者	再資源化
空き缶	市(委託)、排出者	市(委託)	選別・圧縮 選別無し	民間業者	再資源化
ペットボトル	市(委託)、排出者	市(委託)	圧縮梱包	資源化事業者	再資源化
古紙(5種類)	市(委託)、排出者			民間業者	再資源化
古着等	市(委託)、排出者			民間業者	再資源化
金属類	市(委託)、排出者	市(委託)	解体	民間業者	再資源化
有害危険ごみ	市(委託)、排出者	委託	選別	委託	再資源化
粗大ごみ	市(委託)、排出者	市(委託)	解体(可燃性・ 不燃性・金属・ プラに分ける)	市(委託) 民間業者	・可燃性は焼却 ・不燃性は埋立 ・資源物は業者へ
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	衛生センター にて前処理後、 汚泥は処理委 託	委託	再資源化
小動物の死体	市(直営)、排出者	市(委託)	焼却	委託	資源化
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 対象機器	市(直営)、排出者	—	—	—	—

家庭から排出されるごみは、現行の10分別収集により、ごみ分別負担の軽減を図りつつごみの減量・再資源化を図るものとし、排出者にあたっては分別区分への適正排出の遵守の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やしていいごみ	許可業者、排出者	市(委託)	焼却	委託	資源化 埋立
燃えないごみ	許可業者、排出者	市(委託)	破袋・破砕	委託	埋立
空きびん・ガラス類	許可業者、排出者			再資源化業者	再資源化

空き缶	許可業者、排出者			再資源化業者	再資源化
ペットボトル	許可業者、排出者			再資源化業者	再資源化
古紙（5種類）	許可業者、排出者			再資源化業者	再資源化
古着等	許可業者、排出者			再資源化業者	再資源化
食用油（産業廃棄物）	許可業者、排出者			再資源化事業者	再資源化
金属類（産業廃棄物）	許可業者、排出者			再資源化事業者	再資源化
金属類	許可業者、排出者	市（委託）	解体	民間業者	再資源化
有害危険ごみ	許可業者、排出者	委託	選別	民間業者	再資源化
粗大ごみ（産業廃棄物）	許可業者、排出者	市（委託）	解体（可燃性・不燃性・金属・プラに分ける）	市（委託） 市（委託） 民間業者	・可燃性は焼却 ・不燃性は埋立 ・資源物は業者
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	衛生センターにて前処理後、汚泥は処理委託	委託	再資源化
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器	許可業者、排出者	—	—	—	—

補足

1 事業活動に伴い排出される食用油・金属類・粗大ごみは、産業廃棄物として排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底し、再資源化事業者や市が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして徹底的に再資源化に取り組むこととし、廃棄物については市の処理施設で処理を行うものとする。

3 収集・運搬計画

(1) 一般廃棄物の収集回数・排出時間・出し方・収集方法

種類	収集回数	排出時間	出し方	収集方法	
家庭系ごみ	燃やしていいごみ	週2回	午前8時30分	市の指定袋に入れ搬出する。	原則、市が戸別収集
	(紙おむつ)	週2回	午前8時30分	任意の袋。但し中身が確認できない場合は、表示（紙おむつ）して出す。	原則、市が戸別収集
	(食用油)	週2回	午前8時30分	中身の確認できるプラチック製でキャップのあるボトルに入れてキャップをきちんと閉めて出す。	原則、市が戸別収集
	燃えないごみ	月2回	午前8時30分	市の指定袋に入れ搬出する。	原則、市が戸別収集
	空きびん・ガラス類	週1回	午前8時30分	かご等に入れて出す。	原則、市が戸別収集
	空き缶	週1回	午前8時30分	かご等に入れて出す。	原則、市が戸別収集

	ペットボトル	週1回	午前8時30分	かご等に入れて出す。	原則、市が戸別収集
	古紙(5種類)	週1回	午前8時30分	種別(5種類)ごとに紙紐で束ねて出す。但し、雑紙など紙紐で束ねることのできない小さな紙類は、紙袋等に入れて出すことができる。	原則、市が戸別収集
	古着等	週1回	午前8時30分	紐で束ねて出す。	原則、市が戸別収集
	金属類	月2回	午前8時30分	かご等に入れて出す。	原則、市が戸別収集
	有害危険ごみ	月2回	午前8時30分	蛍光灯は割れない様な措置(新品を購入した際破棄される箱に入れる等)にして出す。電池類は、かご等に入れて出す。	原則、市が戸別収集
	粗大ごみ	必要のつど	午前8時30分	申し込み制	原則、市が戸別収集
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器	必要のつど	必要のつど	申し込み制	原則、市が戸別収集
事業所ごみ	上記同様	必要のつど	必要に応じて	有料ごみの2品目は市指定ごみ袋に入れて出す。 2品目以外は用途に応じて。	許可業者又は自己搬入

補足

- 1 収集方法は、原則戸別収集とし、集合住宅並びに収集車両が進入できない場所は、ステーション方式とする。(※戸別収集とは、戸建住宅や共同住宅の前など建物ごとにごみを出していただき回収する方法)
- 2 収集車両が進入できない場所の定義は、4トン塵芥収集車が侵入できない場所、進入は出来るが直進でUターンができない場所、20メートル以上バックをしないと進入できない場所は、協議のうえ指定した場所で収集するものとする。
- 3 粗大ごみの収集申し込みに関する受付数量は、1回につき3点までとする。
- 4 事業系一般廃棄物の収集運搬については、自ら処理するか又は市長が許可した収集運搬許可業者に依頼して処理する。
- 5 事業者が排出する一般廃棄物において、混合ごみで許可業者へ処理委託する場合は、すべて有料指定ごみ袋に入れて出すものとする。
- 6 極小金属、小型家電製品、乾電池、蛍光管の4種類については、拠点回収事業として環境センター、エコステ3Rなごころ、公民館へ出すことができる。
さらに小型家電製品は、名護市役所、4支所(屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所)、名護市中央公民館、JAファーマーズやんばるの7カ所に設置されている回収ボックスにて拠点回収を行う。

(2) 市が収集しない一般廃棄物

事業所ごみ	事業活動に伴って排出される一般廃棄物
一時多量ごみ	名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第15条で定める市民が排出する多量の一般廃棄物。

	多量の目安は45リットル袋4袋以上。引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ
適正処理困難物	名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第19条第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示で定める一般廃棄物。
排出禁止物	名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第20条で定める一般廃棄物。

(3) 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法
事業所ごみ	排出者が自ら処理するか、または排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し市の処理施設で処理を行うものとする。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、または排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設で処理を行うものとする。
適正処理困難物	排出者が自ら処理するか、または専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼する。
排出禁止物	【パーソナルコンピュータ】 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき再資源化する。

4 中間処理計画

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		搬入量	鉄類回収	資源選別・積替・保管等	残渣量
燃やしていいごみ、紙おむつ	市(委託)、排出者、許可業者	18,963	—	—	1,837
(食用油)	市(委託)、排出者、許可業者	14	—	14	0
燃えないごみ	市(委託)、排出者、許可業者	93	—	—	—
空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者、許可業者	652	—	652	—
空き缶	市(委託)、排出者、許可業者	66	—	66	0
ペットボトル	市(委託)、排出者、許可業者	183	—	179	4
古紙(5種類)	市(委託)、排出者、許可業者	305	—	305	0
古着	市(委託)、排出者、許可業者	4	—	4	0
金属類	市(委託)、排出者、許可業者	371	—	330	41
有害危険ごみ	市(委託)、排出者、許可業者	28	—	28	0
粗大ごみ	市(委託)、排出者、許可業者	321	7	—	314

(1) 燃やしていいごみ(草木含む)及び紙おむつ

- 燃やしていいごみ及び紙おむつは、名護市一般廃棄物処理施設で焼却処理する。
- 焼却残渣については、琉球セメント屋部工場へ処理委託をする。

- ・ 適正処理困難物の内、家主個人が行う住宅の改築等に伴う「燃やしていいごみ（材木等の木切れ）」については、軽貨物車相当量（1トン未満）までは処理できるものとする。

(2) 空き缶、古紙、古着等、金属類、食用油

- ・ 金属類は、手選別及び破碎処理等を行ったうえで売却。残渣は焼却処理。
- ・ 空き缶、金属類の一部（小型電化製品）、古紙、古着等、食用油は直接売却。

(3) ガラス類、有害危険ごみ

- ・ 処理委託。

(4) 空きびん、PETボトル

- ・ 空きびんは、名護市一般廃棄物処理施設内で選別を行う。PETボトルは、名護市一般廃棄物処理施設内で選別、圧縮、梱包処理を行う。その後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が委託する再商品化事業者へ引き渡す。ただし、特殊な事情により排出できない場合は、民間業者への直接売却を行う。

(6) 粗大ごみ

- ・ 粗大ごみは、解体等の中間処理をし、可燃性の物は焼却処理、金属製のものは売却、それ以外のものは埋め立て処理。

5 最終処分

埋立は、沖縄県公共関与型産業廃棄物管理型処分場（安和エコパーク）（※以下、「安和エコパーク」）へ委託。

(1) 燃えないごみ

- ・ 燃えないごみは、安和エコパークへ委託し、埋め立て処理。
※特別な事情により埋立処理できない場合は、委託処理。

(2) 焼却飛灰（琉球セメント工場の点検、修繕時の受入困難時の焼却主灰も含む）

- ・ 名護市一般廃棄物処理施設から排出される焼却飛灰は、安和エコパークへ委託し、埋立。
- ※ 琉球セメントでの受入ができなかった場合の焼却灰は、安和エコパークへ委託し、埋立処理する。
- ※ 事情により安和エコパークへの埋立てができない場合は、市外の処理業者へ委託処理。

(3) 災害時等のごみ

- ・ 災害時において発生したごみで分別できないものは埋め立て処理。

6 ごみ処理施設の概要

(1) 焼却施設の概要

施設名	名護市一般廃棄物処理施設
所在地	名護市字安和1863番地13
炉形式	機械化バッチ焼却式（ストーカー式）
焼却能力	58トン/日（29トン/日×2基）

(2) 資源化施設の概要

施設名	名護市一般廃棄物処理施設（リサイクルセンター）
-----	-------------------------

所在地	名護市宇安和 1863 番地 13
主要設備	ペットボトル圧縮梱包機、スチール・アルミ選別機、プレス機等
処理能力	5.9トン/5時間

(3) 最終処分場の概要 (※令和7年度以降は埋立は行わず、浸出水処理のみ実施。)

最終処分場名	名護市一般廃棄物最終処分場
所在地	名護市字嘉陽 281 の 37 番地
埋立面積	約 20,000 平方メートル
全体容量	185,000 立方メートル
残余容量	約 6,371 立方メートル

第3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者により収集運搬を行う。

種類	処理主体	廃棄物量	収集区域	収集回数
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者	12,719 k l	市全域	必要のつど

2 最終処理計画

施設の名称	名護市衛生センター
所在地	名護市字源河 2074 番地
処理量	40kl/日
処理方式	活性汚泥処理 (好気性二段曝気処理)

処理後の脱水汚泥の処理は、JAおきなわ名護市堆肥センターで処理を行う。

施設の名称	名護市し尿受入施設
所在地	名護市港二丁目 2 番 1 号
処理量	40kl/日
処理方式	下水処理へ (標準活性汚泥法)

処理後の脱水汚泥の処理は、原則として農地還元を行う。

※ 名護市衛生センターは国頭3村(国頭村、大宜味村、東村)のし尿及び浄化槽汚泥も処理しているが本一般廃棄物処理実施計画は、本市を対象としているので処理量に含めていない。

第4 許可業者一覧表

1 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可

(1) 収集運搬業 (ごみ)

No.	許可番号	事業社名	代表者	収集品目の特定許可業者
1	1	平成クリーンサービス	上間 文也	
2	2	(有)ニュークリーン沖縄	平良 虎	

3	3	北部清掃	与儀 真志	
4	4	名護清掃	上間 勇樹	
5	6	とぐち清掃	渡久地 紀仁	
6	8	あけみお環境社	新垣 由真	
7	10	株式会社ふじ産業	大城 裕	
8	12	新里清掃	新里 健児	
9	13	株式会社 新	新垣 由人	
10	15	辺野古環境整備企業組合	崎濱 秀也	
11	16	オールクリーンサービス	新垣 由人	
12	18	ヒガククリーンサービス	比嘉 清	
13	19	(株)沖善社	仲西 新	病理物及び胎盤
14	20	オパス株式会社	與那嶺 泰輔	犬・猫等の死骸
15	27	H I D E清掃	比嘉 幸男	
16	28	(株)宮里	宮里 善弥	
17	29	辺野古木炭創業企業組合	徳田 仁	木くず
18	32	農業生産法人 (有)あらぐさ	前田 亘	生ごみのみ
19	34	株式会社 久輝	久保田 秀明	ばいじん、燃え殻
20	35	株式会社 久和建創	久保田 秀明	ばいじん、燃え殻
21	37	株式会社 倉敷	南 秀樹	廃プラスチック、金属、廃小型家電

補足

- 1 一般廃棄物収集運搬業及び処理業許可の内、ごみ収集運搬業の許可（収集品目特定許可業者は対象外）については、名護市一般廃棄物処理実施計画14者までとする。

(2) 収集・運搬業（し尿・浄化槽汚泥）

No.	許可番号	事業者名	代表者	備考
1	2	羽地衛生社	玉城 翔	浄化槽清掃業許可（9号）
2	3	久志環境衛生社	玉城 建尚	し尿収集運搬のみ
3	5	我那覇衛生社	我那覇 光男	浄化槽清掃業許可（2号）
4	6	玉城衛生社	玉城 建志	浄化槽清掃業許可（6号）
5	8	奥村衛生社	奥村 幸徳	し尿収集運搬のみ
6	9	丸玉衛生社	玉城 千恵子	し尿収集運搬のみ
7	10	(有)北勇工業	糸数 和男	浄化槽清掃業許可（3号）
8	11	(有)宜野座ビル管理	伊芸 美香	浄化槽清掃業許可（4号）
9	12	(有)名和電機	名城 隆治	浄化槽清掃業許可（5号）
10	13	(有)宜野座電機工業	伊藝 善勝	浄化槽清掃業許可（7号）
11	14	中村衛生社	比嘉 秀人	浄化槽清掃業許可（8号）
12	15	有限会社北環	大城 寛	し尿収集運搬のみ

補足

- 1 一般廃棄物収集運搬業及び処理業の許可の内、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業の許可業者数は、名護市一般廃棄物処理実施計画12者までとする。
ただし、必要に応じて許可数の増減については検討する。

(3) 一般廃棄物処分業

- 2 一般廃棄物処分業（ごみ）

No.	許可番号	事業者名	代表者	処分品目
1	1	オパス株式会社	與那嶺 泰輔	犬・猫等の死体
2	4	辺野古木炭創業企業組合	徳田 仁	木くず
3	5	琉球セメント株式会社(株)	喜久里 忍	木くず・燃え殻・ばいじん
4	6	(株)宮里	宮里 善弥	家電類の中間処理
5	2	沖縄県環境整備センター株式会社	照屋 義実	焼却灰(燃え殻、ばいじん)・不燃ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、一般廃棄物の処理物(特定管理一般廃棄物であるものを除く))・その他(災害廃棄物)

補足

- 1 一般廃棄物処理業の許可申請の内、申請者の業務関連上必要と認めたときは、許可申請を受理する。

名護市告示第86号

名護市行政改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

名護市長 渡具知 武豊



名護市行政改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市行政改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱

名護市行政改革推進本部会議設置要綱（昭和 61 年告示第 12- 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

昭和61年2月17日

告示第12—2号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、名護市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 組織改正（課等以上に限る。）に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 政策調整官
- (5) 名護市行政組織規則（平成29年規則第2号）第5条に規定する部長
- (6) 教育次長
- (7) 消防長

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、本部長及び副本部長を除く第1項の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部会)

第6条 本部長は、その所掌事項のうち、特定の事項について調査研究させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

2 部会の庶務は、本部長の定める部課等に置いて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月24日告示第53号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成14年4月8日告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第45号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月10日告示第112号)

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則 (平成28年7月27日告示第128号)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第78号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日告示第40号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月25日告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項第5号の規定は、令和2年4月1日から施行する。

名護市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会の所在地を、うるま市字大田77番地に変更することにあたり、同協議会規約を別紙のとおり変更するので告示する。

令和8年4月1日



名護市長 渡具知 武豊



別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成 23 年 7 月 21 日制定）の一部を次のように変更する。

第 6 条中「嘉手納町字屋良 1220 番地」を「うるま市字大田 77 番地」に変更する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

名護市告示第88号

名護市水産施設機能強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

名護市長 渡具知 武豊



名護市水産施設機能強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市水産施設機能強化事業補助金交付要綱新旧対照表

(下線部分は、改正箇所)

改正後	改正前
第1条 略 (事業実施期間) 第2条 事業実施の期間は、 <u>令和8年度</u> までとする。 以下 略	第1条 略 (事業実施期間) 第2条 事業実施の期間は、 <u>令和7年度</u> までとする。 以下 略

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第 89 号

名護市一般廃棄物処理手数料徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

名護市長 渡具知 武豊



1 委託先名称・住所

名 称	住 所
有限会社 盛光産業	名護市東江五丁目 15 番 2 号
株式会社 崎浜商店	名護市大南四丁目 11 番 13 号

2 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

名護市告示 第90号

名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

名護市長 渡具知 武豊



名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱 ～別紙

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者

(3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(4) 市税の滞納がある者

(5) その他市長が適切でないと判断した者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として名護市内で実施される地域力の向上に資する事業であって、次に掲げる事業を除くものとする。

(1) 収支計画が明確でない事業

(2) 政治的又は宗教的な活動につながる可能性がある事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として不適当と市長が認めるもの

2 補助対象事業は、第16条の規定による補助金交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日までに終わる事業でなければならない。

第5条～第6条 略

(クラウドファンディング対象事業の登録申請)

第7条 クラウドファンディング対象事業を登録しようとする補助対象団体（以下「登録申請団体」という。）は、名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金クラウドファンディング対

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として名護市内で実施される地域力の向上に資する事業であって、次に掲げる事業を除くものとする。

(1) 収支計画が明確でない事業

(2) 政治的又は宗教的な活動につながる可能性がある事業

(3) 他の補助金の交付を受ける事業

(4) 既に着手している事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として不適当と市長が認めるもの

2 補助対象事業は、第16条の規定による補助金交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日までに終わる事業でなければならない。

第5条～第6条 略

(クラウドファンディング対象事業の登録申請)

第7条 クラウドファンディング対象事業を登録しようとする補助対象団体（以下「登録申請団体」という。）は、名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金クラウドファンディング対

象事業登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業計画の周知申請書（様式第3号）
- (3) 第3条第1項第3号の団体においては代表者の市税の完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第8条～第15条 略

（事業内容等の変更）

第16条 第8条第1項又は第14条第1項の規定により申請した事業内容の変更は、原則認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、これらの事業内容を変更しようとする登録申請団体又は補助申請団体は、名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金計画変更承認申請書（様式第11号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項による申請について審査し、その結果を名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金計画変更審査結果通知書（様式第12号）により、当該登録申請団体又は補助申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第17条 略

第18条～第24条 略

象事業登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 事業計画の周知申請書（様式第3号）
- （新規）

- (3) その他市長が必要と認める書類

第8条～第15条 略

（事業内容等の変更）

第16条 第8条第1項又は第14条第1項の規定により申請した事業内容の変更は、原則認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、これらの事業内容を変更しようとする登録申請団体又は補助申請団体は、名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金計画変更承認申請書（様式第11号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項による申請について審査し、その結果を名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金計画変更審査結果通知書（様式第12号）により、当該登録申請団体又は補助申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第17条 略

第18条～第24条 略

改正案

現行

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

No. _____

No. _____

年 月 日

年 月 日

名護市長 殿

名護市長 殿

団 体 名
住 所
連 絡 先
代表者氏名

団 体 名
住 所
連 絡 先
代表者氏名

名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金
クラウドファンディング対象事業登録申請書

名護市ふるさと納税クラウドファンディング事業補助金
クラウドファンディング対象事業登録申請書

次のとおり名護市ふるさと納税クラウドファンディング対象事業を提案したいので、関係書類を添えて申請します。

次のとおり名護市ふるさと納税クラウドファンディング対象事業を提案したいので、関係書類を添えて申請します。

記

記

1 事業名

1 事業名

2 事業費

円

2 事業費

円

改正案

様式第2号（第7条、第14条及び第17条関係） No. _____

事業（計画・報告）書

事業名 _____

1. 事業概要

項目	記入欄	名護市確認欄	
事業実施時期 (予定)	年 月 日から 年 月 日まで	・寄附期間終了から1月以上経過した日であること。	<input type="checkbox"/>
事業実施場所 (予定)		・原則として名護市内で実施されること。	<input type="checkbox"/>
事業の目的 (成果)		・地域力の向上につながる事業であること。	<input type="checkbox"/>
事業内容		・政治的な活動又は宗教的な活動につながる可能性がある事業でないこと。	<input type="checkbox"/>

注1 その他事業の実施に関する資料があれば添付すること。(図面等)

現行

様式第2号（第7条、第14条及び第17条関係） No. _____

事業（計画・報告）書

事業名 _____

1. 事業概要

項目	記入欄	名護市確認欄	
事業実施時期 (予定)	年 月 日から 年 月 日まで	・すでに着手された事業でないこと。 ・寄附期間終了から1月以上経過した日であること。	<input type="checkbox"/>
事業実施場所 (予定)		・原則として名護市内で実施されること。	<input type="checkbox"/>
事業の目的 (成果)		・地域力の向上につながる事業であること。	<input type="checkbox"/>
事業内容		・政治的な活動又は宗教的な活動につながる可能性がある事業でないこと。	<input type="checkbox"/>

他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> この事業は、名 護市ふるさと納税ク ラウドファンデイン グ事業補助金以外の 補助金等の交付は受 けません。	・他の補助金の交付を受 けないこと。	<input type="checkbox"/>
注1 その他事業の実施に関する資料があれば添付すること。(図面等)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和8年4月1日告示第90号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第91号

子ども・子育て支援法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ～別紙

名護市告示第92号

平成6年3月11日付け名護市告示第15号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市源河区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月6日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

2 その内容

令和8年4月1日から、代表者を名護市字源河1174番地1、宮城 章とする。

名護市告示第93号

平成5年12月7日付け名護市告示第61号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市大浦区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月6日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

2 その内容

令和8年4月1日から、代表者を名護市字大浦124番地1、比嘉 さおりとする。

名護市告示第94号

平成29年7月14日付け名護市告示第150号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市三原区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月6日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項
- 2 その内容
令和8年4月1日から、代表者を名護市字三原255番地1、金城 利榮子とする。

名護市告示第 95 号

名護市民農園設置及び管理運営要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 8 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市民農園設置及び管理運営要綱を廃止する要綱 ～別紙

名護市民農園設置及び管理運営要綱

名護市民農園設置及び管理運営要綱（平成20年3月27日告示第22号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第96号

平成6年3月15日付け名護市告示第17号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市稲嶺区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月8日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項
- 2 その内容
令和8年4月1日から、代表者を名護市字稲嶺984番地27、玉那覇 鈴美とする。

名護市告示第97号

平成30年8月21日付け名護市告示第142号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市嘉陽区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年4月8日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

2 その内容

令和8年4月1日から、代表者を名護市字嘉陽28番地、山田 沙紀とする。

名護市告示第 98 号

名護市中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 9 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱を廃止する要綱 ~別紙

名護市中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱

名護市中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱（平成18年3月27日告示第22号）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を

次のとおり変更した。

なお、関係図面は名護市役所建設部建設土木課において令和8年4月10日

から令和8年4月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

名護市長 渡具知 武豊



記

路線の種類	路線名	旧・新の別	区 間	敷 地 幅 員	延 長
その他	名桜大学線	旧	名護市字為又為又原1220番5から 名護市字中山モクザ山825番26まで	最小幅員W=13.92m 最大幅員W=52.34m	L=1,630.0m
その他	名桜大学線	新	名護市字為又為又原1220番5から 名護市字中山モクザ山825番26まで	最小幅員W=13.92m 最大幅員W=52.34m	L=1,630.0m

名護市公告第 12 号

沖縄県知事から、令和 8 年 3 月 6 日付け農森第 2182 号により、下記の土地について、別紙写し（令和 8 年 3 月 6 日付け沖縄県告示第 94 号）のとおり保安林の指定の予定をする告示の掲載依頼がありますので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 11 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 指定の予定保安林の所在場所

名護市字世富慶高喜名原 799 番、800 番、801 番



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の予定の変更（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課） 3
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・5件（南部土木事務所） 5

人事委員会事項

- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県職員採用試験の実施 7

告 示

沖縄県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、伊江西部地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊江村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第93号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（竹アラ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年1月16日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、令和8年沖縄県告示第14号で告示した民有保安林の指定の予定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市宇世富慶高喜納原799番から801番まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
指定予定保安林の所在場所	名護市宇世富慶高喜納原799番から801番まで	名護市宇世富慶高喜納原799番から801番まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字野甫コシノ川原51番29、51番30、51番32から51番35まで
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
首里石嶺	那覇市首里石嶺町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里寒川	那覇市首里金城町4丁目、首里崎山町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り
首里鳥堀	那覇市首里鳥堀町5丁目及び首里赤田町3丁目並びに南風原	地滑り

名護市公告第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・名2号 田井等公園
2. 事業施行期間
平成 14 年 6 月 21 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
3. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
4. 変更の内容
事業施行期間の延長
5. 縦覧の場所
名護市建設部都市計画課

名護市公告第 14 号

令和 8 年 3 月 27 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	長筋原支線9号農道災害復旧工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 屋部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年9月30日
5	概要	災害復旧工事 一式
6	入札日時	令和8年4月14日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	33,044,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年4月3日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年4月8日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年4月9日（木）
15	指名通知日	令和8年4月7日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和8年4月14日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年4月3日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年4月7日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 8 年 3 月 27 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事（その1）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年7月31日
5	概要	水路整備工事一式
6	入札日時	令和8年4月14日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	48,895,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年4月3日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年4月8日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年4月9日（木）
15	指名通知日	令和8年4月7日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級又はA級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和8年4月14日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と、3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事B級業者に対し令和8年3月10日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。そのため、前回入札時に入札参加申請を行った、土木一式工事B級業者1社及び受注済みの業者、並びに土木一式工事A級全業者を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事A級の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年4月3日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年4月7日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第16号

令和8年4月1日

名護市一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項に基づき、次のとおり一般競争入札を実施するので、公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	契約名	名護市電子入札・契約管理・申請受付システム構築業務委託
2	契約の概要	システム構築・導入支援業務
3	施行場所	名護市 総務部 工事契約検査課
4	履行期間	契約締結日 から 令和9年1月31日まで
5	入札（開札）日時	令和8年4月23日（木）午前10時
6	入札（開札）場所	名護市役所 第1会議室
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	設定しない
9	入札保証金	免除
10	契約保証金	免除
11	申請書提出期限	令和8年4月13日（月）
12	契約・入札に関する 質問締切日時	令和8年4月15日（水）
13	質問回答日	令和8年4月16日（木）
14	担当課	名護市 総務部 工事契約検査課 0980-53-1212（内線189）

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 社会保険に加入していること。(適用が除外されている場合を除く。)
- (3) 雇用保険に加入していること。(適用が除外されている場合を除く。)
- (4) 代表者及び法人(営業所含む。)に名護市税等の滞納がないこと。
 - ①市県民税
 - ②法人市民税
 - ③固定資産税
 - ④国民健康保険税
- (5) 過去2年間において国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体に対し、本業務と同種の業務に係る実績のある者であること。
- (6) 名護市暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条に規定する暴力団員及び暴力団員と密接に関係する者ではないこと。

3 配布資料

資料は、名護市ホームページ又は工事契約検査課(下記5の提出先)から取得してください。

- (1) 本公告文
- (2) 仕様書
- (3) 契約書(案)
- (4) 一般競争入札参加申請書
- (5) 委任状(資格審査用)
- (6) 使用印鑑届
- (7) 電子入札機能要件確認表
- (8) 契約管理・申請受付機能要件確認表
- (9) 入札心得
- (10) 入札書
- (11) 委任状
- (12) 質問書
- (13) 辞退届

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年4月13日(月)までに提出してください。郵送の場合は、当該期限日までに必着とします。

- (1) 一般競争入札参加申請書及びその添付資料
- (2) 電子入札機能要件確認表
- (3) 契約管理・申請受付機能要件確認表

5 申請書等の提出先

〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市総務部工事契約検査課(担当:長嶺)

0980-53-1212(内線189)

6 入札参加資格確認結果通知書の送付

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件の有無について、令和8年4月17日（金）までに入札参加資格確認結果通知書により通知します。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、入札参加資格確認結果通知書の日から本入札に係る落札決定の日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、次に掲げる事項に変更があったときは、入札日時までに変更の届け出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 電話番号及びメールアドレス
- (4) 代表者氏名
- (5) 使用印鑑

9 本案件に関する質問・回答

本案件に関する入札・契約手続き又は契約内容に関する質問については、配布資料の質問書を下記担当部署に郵送、持参又はFAXにより提出してください。

提出先：名護市総務部工事契約検査課（担当：長嶺）

TEL:0980-53-1212（内線189）

FAX:0980-52-3007

回答方法：入札参加申請書記載のメールアドレス宛てに回答書を送付する。

10 その他

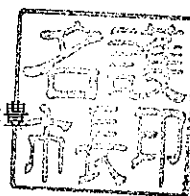
その他の事項については、名護市一般競争入札心得によるものとする。

名護市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 8 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・名 29 号山田原線、3・5・名 14 号宮里大北線及び 3・4・4 号伊差川線

2. 事業施行期間

平成 24 年 6 月 8 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3. 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4. 変更の内容

事業施行期間の変更

5. 縦覧の場所

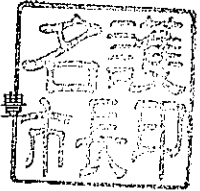
名護市建設部都市計画課

名護市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 8 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画道路事業

(2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線

2. 事業施行期間

平成 20 年 9 月 26 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3. 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4. 変更の内容

事業施行期間の変更

5. 縦覧の場所

名護市建設部都市計画課

(様式7)

名護市公告第 19 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和 8年 4月 10日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課
名護市港一丁目1番1号